



---

平成 2 5 年 第 2 回  
本別町議会定例会会議録

---

自 平成 2 5 年 6 月 4 日  
至 平成 2 5 年 6 月 1 2 日

本 別 町 議 会

# 平成25年本別町議会第2回定例会会議録(第1号)

平成25年6月4日(火曜日) 午前10時00分開議

## 議事日程

- |             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 日程第 1       | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第 2       | 議会運営委員長報告                                 |
| 日程第 3       | 会期決定の件                                    |
| 日程第 4       | 諸般の報告                                     |
| 日程第 5       | 行政報告                                      |
| 日程第 6 承認第2号 | 専決処分の承認を求める件〔平成24年度本別町<br>一般会計補正予算(第15回)〕 |

## 会議に付した事件

- |             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 日程第 1       | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第 2       | 議会運営委員長報告                                 |
| 日程第 3       | 会期決定の件                                    |
| 日程第 4       | 諸般の報告                                     |
| 日程第 5       | 行政報告                                      |
| 日程第 6 承認第2号 | 専決処分の承認を求める件〔平成24年度本別町<br>一般会計補正予算(第15回)〕 |

## 出席議員(12名)

- |    |     |        |     |     |        |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 12番 | 方川一郎君  | 副議長 | 11番 | 林武君    |
|    | 1番  | 大住啓一君  |     | 2番  | 山西二三夫君 |
|    | 3番  | 戸田徹君   |     | 4番  | 黒山久男君  |
|    | 5番  | 小笠原良美君 |     | 6番  | 山田鶴雄君  |
|    | 7番  | 方川英一君  |     | 8番  | 笠原求君   |
|    | 9番  | 高橋利勝君  |     | 10番 | 阿保静夫君  |

## 欠席議員(0名)

## 説明のため出席した者の職氏名

- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長     | 高橋正夫君 | 副町長    | 砂原勝君  |
| 総務課長   | 大和田収君 | 農林課長   | 工藤朗君  |
| 保健福祉課長 | 吉井勝彦君 | 住民課長   | 千葉輝男君 |
| 建設水道課長 | 横田仁志君 | 企画振興課長 | 川本秀二君 |

老人ホーム所長 井上松子君  
建設水道課長補佐 能祖豊君  
教育委員長 水谷令子君  
教育次長 竹田稔君  
農委事務局長 山本光明君  
選管事務局長 大和田収君

国保病院事務長 毛利俊夫君  
総務課長補佐 大橋堅次君  
教 育 長 中野博文君  
社会教育課長 安藤修一君  
代表監査委員 畑山一洋君

職務のため議場に出席した者の職氏名  
事 務 局 長 鷺 巣 正 樹 君

総務担当主査 松 本 恵 君

議長（方川一郎君） 開会前に、黒田会計管理者から、町内での葬儀参列のため午前の会議を欠席する旨の申し出がありましたので報告しておきます。

開会宣告（午前 10 時 00 分）

#### 開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成 25 年第 2 回本別町議会定例会を開会いたします。

#### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、方川英一君、山田鶴雄君、及び大住啓一君を指名します。

#### 日程第 2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 2 議会運営委員長から報告を行います。  
議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。  
議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。  
平成 25 年 3 月 21 日、第 1 回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。  
議会の運営に関する事項。  
まず、会期について申し上げます。  
本定例会の会期は、本日 6 月 4 日から 6 月 13 日までの 10 日間とするよう予定をいたしました。  
次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。  
一般質問の通告は、6 月 6 日正午をもって締め切ることといたしました。  
次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。  
本日までに 1 件の提出がありました。  
札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書。以上 1 件については、議会運営基準 139 運用例 6 によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議にて審議する取り扱いを予定いたしました。  
次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。  
本日までに 2 件の提出がありました。  
母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情書、違法な臓器生体移

植を禁じることを求める陳情書。以上、2件については、議会運営基準139運用例5によることとし、後刻回覧に供することといたします。

以上でございます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

#### 日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月4日から6月13日までの10日間とすることにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月4日から6月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

#### 休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、6月5日から10日までの6日間を休会にしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、6月5日から10日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時05分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第4 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第4号平成24年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第4号平成24年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

平成24年度本別町一般会計繰越明許費について、次のページ以降の繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

平成24年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

6款農林水産業費1項農業費農業体質強化基盤整備促進事業については、国の経済危機対応・地域活性化予備費によるもので、12月の定例会で補正したものであります。

合計金額は1億634万5,000円、翌年度繰越額も1億634万5,000円で、うち未収入特定財源は、国庫支出金が7,375万円、分担金が2,006万円で、一般財源は1,253万5,000円であります。

次のページをお開きください。

8款土木費2項道路橋りょう費雪寒車両購入事業は、緊急経済対策による国の第1次補正によるもので、2月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は4,079万4,000円で、翌年度繰越額も4,079万4,000円で、うち未収入特定財源は、国庫支出金が2,437万2,000円、地方債が1,310万円で、一般財源は332万2,000円であります。

次のページをお開きください。

8款土木費4項都市計画費本別町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業も緊急経済対策による国の第1次補正によるもので、2月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は1億1,719万9,000円で、翌年度繰越額も1億1,719万9,000円です。うち未収入特定財源は、国庫支出金が5,850万円、地方債が5,850万円で、一般財源は19万9,000円でございます。

次のページをお開きください。

8款土木費5項住宅費栄町団地公営住宅建替事業は、緊急経済対策による国の第1次補正によるもので、2月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は1億201万2,000円、翌年度繰越額も1億201万2,000円で、うち未収入特定財源は、国庫支出金が4,496万9,000円、地方債が5,470万円で、一般財源は234万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

10款教育費6項保健体育費本別町体育館大競技室等壁面改修事業は、十勝地方中部地震によるもので、2月の臨時会で補正したものであります。

合計金額は567万円、翌年度繰越額も567万円で、全て一般財源で567万円でございます。

以上、平成24年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

報告第5号平成24年度本別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 報告第5号平成24年度本別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、次のページの繰越計算書のとおり繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰越計算書を朗読し、報告にかえさせていただきます。

平成24年度本別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書。

2款土木費1項下水道費、事業名、公共下水道事業、金額1,220万円、翌年度繰越額1,220万円。うち未収入特定財源は、国、道支出金が660万円で、地方債は560万円であります。

以上、平成24年度本別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

報告第6号専決処分報告、平成25年度本別町一般会計補正予算（第2回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第6号専決処分報告。平成25年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので 同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,086万円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金16万3,000円の増額補正は、社会教育施設等整備基金として、本町にお住まいの匿名で3万円、個性あるふるさとづくり基金として、昭和25年度本別中学校卒業の会25会会員一同様から3万2,063円、本町にお住まいの匿名で10万円、下段の4節教育費寄付金として、本別町南1丁目にお住まいの今野民子様から5万円の指定寄付金でございます。

下段の歳出であります。寄付者の意向により基金への積み立て及び物品の購入に充てるものでございます。

以上、簡単ではありますが 専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成25年3月分及び4月分に関する例月出納検査報告書の提

出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、平成24年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成25年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について。平成25年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第5 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成24年度各会計の決算見込みについて行政報告させていただきます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額70億1,813万5,000円に対し、歳出総額が69億3,597万2,000円で、歳入歳出差引額は8,216万3,000円となる見込みであります。

歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分2,406万9,000円を差し引いた実質の収支は5,809万4,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額14億1,721万8,000円に対し、歳出総額は12億8,883万9,000円で、歳入歳出差引額は1億2,837万9,000円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額1億1,353万7,000円に対し、歳出総額は1億1,349万8,000円で、歳入歳出差引額は3万9,000円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額8億7,417万3,000円に対し、歳出総額は8億7,063万9,000円で、歳入歳出差引額は353万4,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入総額2億8,003万5,000円に対し、歳出総額は2億7,957万4,000円で、歳入歳出差引額は46万1,



000円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額9,719万6,000円に対し、歳出総額9,633万4,000円で、歳入歳出差引額は86万2,000円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みであります。歳入総額4億9,764万9,000円に対し、歳出総額4億9,197万5,000円で、歳入歳出差引額は567万4,000円となる見込みであります。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告を申し上げます。収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億4,025万4,000円、支出につきましては1億3,862万7,000円で、当年度純利益は162万7,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が3,619万5,000円、支出は8,211万7,000円となり、不足額4,592万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、国民健康保険病院事業会計決算見込みについて報告をいたします。

まずは、平成24年度の患者数の状況であります。入院患者数は1万8,120人で、前年度比144人の減、外来患者数が6万1,502人で、前年度比1,038人の増、年間延患者数は7万9,622人で、前年度比894人増となったところであります。

次に、収益的収支につきましては、消費税抜きで、収入は12億6,288万8,000円、支出は13億5,485万2,000円で、当年度純損失は9,196万4,000円となる見込みであります。

前年度繰越欠損金を加えました平成24年度末の未処理欠損金は16億4,915万8,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支につきましては、消費税込みで、収入が1億332万7,000円で、支出は1億3,058万6,000円となり、不足額2,725万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、平成24年度各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、町税等の収納関係について報告をいたします。

まず、町税であります。現年度分の調定額が8億9,244万5,850円に対し、収納済額が8億8,180万6,045円で、98.8パーセントの収納率となり、前年度比0.3ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額5,172万946円に対し、収納済額は552万4,701円で、10.7パーセントの収納率となり、前年度比1.4ポイントの減となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が2億8,800万1,500円に対し、

収納済額は2億7,552万9,636円で、95.7パーセントの収納率となり、前年度比1.5ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額6,969万6,347円に対し、収納済額は777万5,591円で、11.2パーセントの収納率となり、前年度比0.5ポイントの増となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合せました収納率は、前年度比で0.3ポイントの減となりまして、国民健康保険税は0.8ポイントの減となったところであります。

次に、本町が出資しております第三セクター企業の経営状況についての報告をいたします。

株式会社本別システム総合研究所の平成24年度の経営状況であります。経済政策、アベノミクスや円安の効果で、輸出産業を中心に業績の改善が目立っていることではあります。道内におきましては、依然として公共事業削減や個人消費低迷など厳しい状況が続いているところでもあります。

この厳しい経営環境を生き抜くために、経費の削減とコスト意識を重視し効率的な営業展開を行い、収益確保のための経営努力をまいりました。

平成24年度は、売上高、前年比7.1パーセント増の3,875万円で、経常利益は前年比1.7パーセント増の12万円と昨年をわずかながら上回り、増収増益で今期も薄氷ながら5年連続での黒字決算となったところであります。

今期は、新システムの構築や、価格競争で電算機器の販売が厳しい中、行政ファックス装置の販売、自社開発製品の運用保守、既製品のサポートなどで黒字決算を出すことができましたが、今後は電算機器の販売やトナーなどのサプライ品販売を積極的に営業し、大型受注に頼ることなく売り上げを確保する必要が急務となっています。

次期以降も厳しい状況が予想されますが、会社の収益性、業務の採算性を考えながら、引き続き全職員一丸となって努力するとの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

次に、旧営林署苗畑跡地の一般開放についての報告をさせていただきます。

旧営林署苗畑跡地につきましては、将来の市街地形成において重要な位置にありまして公益性の高い土地と判断し、当面、多目的に使用できる広場用地として、平成20年10月に取得したところであります。

取得にあたりましては、北海道森林管理局との紳士協定の中で、概ね10年は緑地として利用していくこととしています。

土地の整備につきましては、平成20年度以降、施設等の撤去を行い、平成21年度から平成23年度まで、盛土や緑地化を図るなどの整備を順次進めてきたところであります。

当該用地の利用につきましては、広場の芝について予定より時間を要しましたけども、本年7月1日から一般開放することといたしました。

利用の形態といたしましては、普通財産として管理をし、誰でも公平に安心して安全に使える施設となるように運用してまいります。具体的には、一般使用につきましては、自由に使用していただくこととしますが、イベント等の占用使用につきましては、既存の使用料条例等に沿って有償で貸し出しを行うことといたします。

供用開始にあたっては、町広報による周知を始め案内や注意喚起の看板などを設置して利用者の利便性の確保に努めてまいります。

なお、今後の利活用計画といたしましては、当面は緑地として使用いたしますが、本用地はまちづくりに重要な位置にあり、公益性の高い土地でありますので、総合計画等を鑑みながら、本町が目指すまちづくりにふさわしい利活用について、庁内組織であります旧営林署跡地利用検討会議において、町民の皆様を始め、関係団体の皆様の意見をいただきながら、引き続き検討をしてまいります。

次に、国のモデル事業、地域生活支援事業の変更について報告させていただきます。

地域生活支援事業は、厚生労働省が市町村における生活困窮者や社会的孤立にある人を支援する体制を整備し計画策定を行うこととして、経済的困窮からの脱却や社会的孤立を防止し、生活の安心の拡大に向けた取り組みをモデル的に推進するため、国のモデル事業の指定を受け、平成24年度から平成26年度までの3年間の継続事業として、昨年10月から取り組みを始めたところです。

小規模町村の立場から、生活の安心の拡大に向けて、総合相談支援や就労支援の受け皿づくりなど、地域生活支援体系の整備に向けた検討を進めるため、庁内検討会議を設置し、視察研修の参加や研修会を開くなどして検討を進めてきたところであります。

新年度において厚生労働省から平成25年度の事業の方針が出されましたが、政権交代による変更と思われますが、事業の実施主体の該当要件が大きく見直され、町村については福祉事務所を設置している町村に限る、とされましたことから、本町はモデル事業対象外となったところでもあります。

今後は、国のモデル事業として進めることにはなりません、昨年検討を進めてきた取り組みについて、一部内容の見直しを行いながら、生活困窮者や社会的孤立にある人を支援する体制の構築に向けて引き続き取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いする次第であります。

次に、十勝圏における消防広域化に向けた検討経過について報告いたします。

消防広域化の検討経過につきましては、この間、行政報告及び議員協議会で説明を行ってまいりましたが、昨年12月の行政報告以後の検討状況について報告いたします。

まず、署長会議のもとに設置をいたしました総務、通信、運営の3部会を中心に、組織統合後の本部経費などを含む財政シミュレーションの作成に必要な検討作業が進められ、5月7日の副市町村長会議、5月13日の市町村長会議で、その内容が報告

されたところであります。

財政シミュレーションの考え方は、十勝圏広域消防のスタート時の姿を基本とし、広域に係る準備経費、議会及び監査等に係る経費、広域化後の10年間の本部職員68名分の人件費等を試算しました本部運営経費のソフト事業分と、消防救急無線デジタル化や高機能指令センターの整備費用に10年間の維持管理経費を加えましたハード事業分の2つの構成となっております。

現行の6消防本部を継続した場合と広域化した場合を比較しますと、ソフト事業分では、十勝全体では約23億円、本町では約6,500万円の減額、ハード事業分では、十勝全体では約16億円、本町では約4,200万円の減額となる見込みであります。

また、高機能指令センターの整備は、十勝圏全体で約13億円となり、本町負担額は、約4,000万円と試算されたところであります。

次に、広域化実現に向けた今後のスケジュールについてですが、今回、示されました財政シミュレーションの確認並びに議会での論議、7月開催予定の市町村長会議の合意を経て広域消防運営計画を作成することになっております。

以上、消防広域化に向けた取り組み状況であります。本町としては、これまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全・安心の確保をしっかりと見据えながら、協議してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様を始め議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。現段階での経過報告とさせていただきます。

なお、行政報告に係る詳細な資料等の説明は、議員協議会で説明をさせていただくように取り計らいをお願いしておりますので、よろしく御配慮をいただきたいと思います。

次に、救急搬送の対応について報告をさせていただきます。

救急出動に伴います搬送につきましては、消防法第2条第9項の規定及び平成23年3月に北海道から示されました傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準により専門医療機関への搬送に相当の時間を要することから、基本的には地域の中心的医療機関で救急告示病院であります本別町国民健康保険病院に搬送してきております。

この間、専門医療機関の受け入れ体制の充実、救急救命士を含めた救急隊による救急業務の技能向上や急性期脳梗塞の治療可能時間延長等を踏まえる中で、昨年12月より本別町国民健康保険病院内の医局会議で、脳卒中及び循環器系の疾患における帯広市内の専門医療機関への搬送体制について検討に入ったところであります。これに合わせて、本別町及び本別消防署において、帯広市内の専門医療機関と搬送体制、受入れ等について医師の助言を受けながら協議を進めてきたところであります。

さらに、帯広市内の関係医療機関、本別町国民健康保険病院、本別町及び本別消防署と協議を進めた結果、搬送に相当の時間、1時間程度を要しても、より高度な専門医療機関での速やかな医療の開始が可能であるとの合意ができましたことから、傷病

者の搬送及び受け入れの実施に関する基準を基本として、医師からの助言による本別消防署内での搬送マニュアルの策定を進め、このほど搬送要件、要領等協議が整いましたことから、7月1日より脳卒中及び循環器系疾患が疑われる場合にのみ、帯広市内の専門医療機関の医師に傷病者の受入照会の確認後に直接搬送することになりました。

ただし、それ以外の疾患、緊急性が低い場合や原因疾患が推定されない場合、かかりつけ病院が帯広市の医療機関であるということだけでは、直接、帯広市への搬送を依頼されても搬送することはできませんので、従来どおり本別町国民健康保険病院へ搬送することとしております。

なお、産科の救急搬送につきましては、これまでどおり妊婦エントリーネット119、妊婦情報事前登録の届け出をしていただいておりますので、これにより管内の出産予定病院への直接搬送は今までどおり進めてまいります。

今後とも住民への周知を図りながら、町民の皆様の安全・安心の確保と救急体制の一層の充実に向けて努力してまいりますので、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

次に、国保病院の常勤医師確保について報告いたします。

平成24年9月の常勤医師1名退職後、10月からの内科及び外科外来の診療体制につきましては、常勤医師3名と応援医師で外来体制を維持してまいりましたが、常勤医師1名の確保により、6月から休診となっておりました、内科金曜日の午後外来、外科水曜日の午後及び金曜日午後外来を再開するなど、新たな診療体制で業務を進めております。

新任医師は、迫口太朗医師で、年齢は37歳、九州大学医学部出身で、医師免許取得後12年、この3月までは、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に急性期に活動できる機能性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームでありますDMAT隊員の資格を有しており、救急医療の経験を生かし、専門であります外科外来を始め、内科外来など、総合診療医的な業務も担って御活躍いただけるものと期待しているところであります。

また、今後の常勤医師の確保につきましては、患者数の動向などを勘案しながら検討することといたしまして、当面は現体制で運営をしてまいります。

なお、関連予算を今定例会に提案をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

次に、国保病院における医療費一部負担金の不明金についての報告をさせていただきます。

国保病院の医療費一部負担金における不明金につきましては、この間、議員協議会、定例議会の一般質問や行政報告、また、健康長寿のまちづくり会議、病院運営モニター会議、国保運営協議会、自治会長研修会などにおきましても経過報告をさせていただ

だいておりますが、昨年12月定例議会以降の経過も含めまして報告をさせていただきます。

昨年4月に平成23年度の決算の事務処理作業中、受診者からの医療費一部負担金において、委託業者が処理する事務処理に矛盾点があることを発見し、確認作業を実施の結果、18名で20件、111万715円の不明金があることを確認したところであります。

料金収納業務は業者に委託し処理していますことから、委託業者に早急な内部調査の実施及び結果、改善策、今後の対応など委託契約に基づく事故報告を私から要請するとともに、病院へは管理体制の確認徹底や再発防止策の検討、早急な対応などを指示したところであります。

委託会社からは、委託契約に基づく業務中の不明金でありますことから、内部の調査では原因の特定には至らなかったため警察に届け出ること、病院に不明金の弁済を行うこと、及び再発防止策についての報告がありまして、その後、損害額の弁済として、全額が9月末に納入されたところでもあります。

委託会社及び病院の事務処理の見直しは既に実施済みであります。事故の再発防止と病院の信頼回復に向けて、今後も最善の努力をしまいに考えております。

また、不明金の原因究明に向けての刑事上の手続きは委託会社の顧問弁護士によって行われておりまして、病院としてもこの間、本別警察署と相談、協議を重ねてきておりますが、現在も捜査中の状況となっているところでもあります。

次に、委託業者についてであります。内部調査の実施、警察への捜査要請など、本件を真摯に受け止め解決、改善に向けての姿勢は評価できるものの、今回の事故に対する管理責任は委託会社にあると考えられ、平成25年度の委託にあたっては、競争入札参加資格者指名停止要綱の規定などに鑑み、見積り指名業者から除外をさせていただいたところでもあります。

また、病院運営おきまして委託業者を監督、指導すべき立場にある管理職員に対しては、口頭注意を講じたところでもあります。

今後におきましても、再発防止のため見直した事務処理の履行など、さらに最善の努力と、また、1日も早い原因究明に向けて、全面的に捜査への協力をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、本別町議会第2回定例会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

#### 日程第6 承認第2号

議長（方川一郎君） 日程第6 承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成24年度本別町一般会計補正予算（第15回）〕についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成24年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成24年度歳入の譲与税及び交付金の精査並びに地方交付税、特別交付税の確定などですが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,187万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億796万4,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金1億2,187万8,000円は、地方交付税、譲与税等の歳入の精査によります収入増を財政調整基金に1億1,187万3,000円、減債基金に1,000万5,000円を積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金は、当初1億1,000万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせて2億3,218万5,000円を積み戻すことになり、減債基金は当初1,000万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせて1,001万7,000円を積み戻すこととなります。

なお、土地開発基金を除く、全基金の24年度末残高は、前年度より1億6,052万8,000円増の34億5,229万円となる見込みであります。

次に、3ページ、4ページにお戻りください。

歳入でございますが、2款地方譲与税6款地方消費税交付金8款自動車取得税交付金については、関係機関からの実績額の通知により調整を行うものであります。

次の10款1項1目地方交付税1億3,620万円の増額は、普通交付税、特別交付税の確定によるものであり、普通交付税総額は30億519万9,000円で、前年比0.2パーセントの減、特別交付税総額は3億7,850万4,000円で、前年比6.1パーセントの減であります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総合計は36億3,256万8,000円で、前年比0.9パーセントの減となりました。

以上、平成24年度本別町一般会計補正予算(第15回)の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成24年度本別町一般会計補正予算(第15回)〕を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成24年度本別町一般会計補正予算(第15回)〕については、原案のとおり承認されました。

#### 散会宣告

議長(方川一郎君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日6月5日から10日までの6日間は休会であり、6月11日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、6月6日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告(午前10時45分)



# 平成25年本別町議会第2回定例会会議録(第2号)

平成25年6月11日(火曜日) 午前10時00分開議

## 議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## 出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	大住啓一君		2番	山西二三夫君
	3番	戸田徹君		4番	黒山久男君
	5番	小笠原良美君		6番	山田鶴雄君
	7番	方川英一君		8番	笠原求君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

## 欠席議員(0名)

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	吉井勝彦君
住民課長	千葉輝男君	建設水道課長	横田仁志君
企画振興課長	川本秀二君	老人ホーム所長	井上松子君
国保病院事務長	毛利俊夫君	建設水道課長補佐	能祖豊君
総務課長補佐	大橋堅次君	教育委員長	水谷令子君
教育長	中野博文君	教育次長	竹田稔君
社会教育課長	安藤修一君	農委事務局長	山本光明君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田収君

## 職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当主査	松本恵君
総務担当主任	塚谷直人君		

## 議宣告（午前 10 時 00 分）

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、1 件の提出がありました。環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明に対する陳情書。

以上、1 件については、議会運営基準 139 運用例 5 によることとし、後刻回覧に供することといたします。

次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、3 件の提出がありました。

地方財政の充実強化を求める意見書、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書、憲法第 96 条の改正に反対する意見書。

以上、3 件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

### 日程第 2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第 2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

1 番大住啓一君。

1 番（大住啓一君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました急激な人口減少に対する対策について質問をいたします。

本町の人口は、年々減少を続け、現在は、6 月 1 日町広報によりますと、8,011 人となっております。少子高齢化と言われて久しい今日、自治体の基本となる人口対策について伺います。

本町の人口は、昭和 34 年の 1 万 8,705 人をピークに減少を続け、平成 7 年の国勢調査で 1 万 336 人、平成 12 年同調査によりますと 1 万 21 人、平成 17 年の調査では 9,072 人、平成 22 年の国勢調査におきましては 8,275 人となってい

るところでございます。

人口減少は、国全体としても大きな問題となっています。とりわけ、本町における若い方々の減少対策は、将来の本別町を考えたとき、最優先課題であると認識しております。

十勝管内でも、人口減少が著しい町であることから、どのような対策を講じてきたのか、また、これからどのような対策を講じるのか町長の考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の急激な人口減少に対する対策の御質問の答弁をさせていただきますが、御質問にありますように、人口減少の問題につきましては、日本全体としても大きな課題となってきたところでありまして、急速な少子化の進行、それに伴います人口減少は、社会経済全般にわたって、さまざまな影響を及ぼすことが想定されています。

私は、就任以来まちづくりは人づくりでありますことを基本理念といたしました、第5次の本別町総合計画の策定と実行、また、行政改革や市町村合併など、町民の負託による自治体運営を預かる者として、将来の展望を見据えながら、当面する課題に対し全力を傾注して、福祉・保健・暮らし・環境・教育・文化・産業などのさまざまな施策を総合的に展開する中で、学びを基本とした人に優しいまちづくりを目標に今日まで、創意と活力に満ちたまちづくりを進めてきたところでもあります。

人口減少に対して、どのような対策を講じるかとの御質問であります。個別の施策も大変重要だというふうに思いますが、私は、町民の皆さんと一緒に知恵を絞り、つくり上げてきました、第6次の本別町総合計画を着実に推進していくことが、第1の施策というふうに考えているところでもあります。

また、本町のように過疎地域における地方財政は、今後も厳しい状況が予想されますし、ひとづくりを基本として、産業・雇用の発展と充実に努め、町民の皆さんの安心・安全・健康を守り、町民と行政が対等なパートナーとして、お互いの役割を明確にする中で、成熟した協働のまちづくりを目指して、町民一人ひとりが必要とされる、まちづくりを進めることが最重点の施策だというふうに考えております。

加えて、申し上げますと、第6次の総合計画の主要課題であります、新たな仕事づくりの創造など5点につきまして、引き続き積極的に取り組みを進めることが重要なことでありまして、そのことが産業の発展、また雇用の対策に、さらにまた人口減少の対策にもつながるものと確信しているところでありまして、この総合計画を着実に実施をした中で、本町の雇用、そしてまた、産業、そして人口減少に歯どめのかかる施策をこれからも持ち続けたいというふうに思っています。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

1番（大住啓一君） ただいま町長のほうから答弁がありました。就任以来の5

次、6次の総合計画の中での、特に6次の計画の中での説明がありました。これを進めていくことによりまして、産業・雇用の促進等々を図っていくという内容の御答弁かと思えます。この6次の総合計画を策定するに当たりまして、平成22年の12月定例会におきまして、特別委員会を招集し、我々も議論をさせていただいた中身でございます。その中で、私も1点質問をさせていただいている中身でございますが、総合計画を策定するに当たりまして、想定人口がないという質問をさせていただいております。そのときの答弁は、町民の皆さんの委員会からの答申で、想定人口がなかったもので、そのようにしたというような内容の答弁かと思えます。

第5次の計画では、当時の人口、約1万人でございますが、1万人をキープするというような内容の総合計画でございました。平成23年からの10年間におきましては、町長、今お話しになったような協働のまちづくりをしていくという中身の答弁でございまして、それらの総合計画を粛々と進めていくという内容でございますが、一つ一つの事業というのは、想定人口があって、町民の皆様こういう内容で、こういう仕事をしていくというふうなお知らせをしながら進めていくのが、私は一つの計画の進め方ではないかと思っているところでございます。したがって、想定人口がない中で進んでいるということでございますから、今、その人口がどうのこうのということではないのでございましょうが、逆に国のほうから示されております厚生労働省の人口問題研究所、これはマスコミ報道等もされてございますが、本年の3月の報道では2040年には、本別町の推計人口が約4,700人というような推計人口も出てきてございます。27年後でございますから、総合計画のかなり先にはなりますけれども、4,000人台の数字ということになりますと、今、考えている事業展開がどのような形になっていくのかというのは、町民の皆さんおしなべて疑問に感じている部分、心配している部分があるかと思えます。その辺、町長といたしましても、どのように考えているのか、また、推計人口、国の数字でございますけれども、十勝管内では同時期には約2割の減ということでございますが、本町におきましては、四十数パーセントの減ということでございまして、十勝平均の約倍以上の人口減ということでございます。

したがって、個別の対策が急務であり、喫緊の課題だというふうに私は認識してございますので、町長もその辺をとらえた中で、どのようにお考えになっているか、再度答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 現、総合計画は、まさに町民の皆様と手づくりでつくったわけでありまして、個別に一つ一つが総合計画で人口推計ということでは考えていかないということでありまして、トータルとしてこの施策を進行するに当たって、そして、このことの実行する過程の中でしっかりと、言うなれば、今あるものをまずしっかりと守っていくと。そしてまた、さらにそこにプラスして、それぞれ雇用の確

保、企業誘致等々含めて、一つ一つの施策の中で総合計画を着実に実行することによって、将来のこの町をどのように発展させていくかということでもあります。

ただ、人口推計が、それは総合計画を審議していただく過程にも、それをあえてこれは設置しないということは、これ随分議論しましたけれども、これはそれぞれ審議委員の皆さんも、これだけの急激な国との政策の、また国策の中での自治体における状況というものは非常に厳しいものと。そういう面では、それをあえて何名でどうするかということではないというふうなことも含めて、本当に現状をしっかりと維持できる体制も含めてということで、総合計画ができました。

さらに、将来に向けて必要なまちづくりの施策を総合計画として上げましたので、そのことについては議論のしてきたとおりであります。ただ、この人口減というのは本当に本町のみならず国全体の問題ですから、それは個別にこの施策をやったからどうだこうだ、これやったからどうだということは、なかなか推計、それからそのとおりいかないという現状でありまして、特にこの高齢化はもちろんですけれども、少子化という中では、本当に単純に考えただけでも年々出生率も下がりながら、また特にずっとひもといていくと、本町も戦後からずっと、先日産業厚生常任委員会の中でもそれぞれ資料として示させていただきましたが、うちの職員もそれぞれこれは細かく分析をしながら、最高人口のピークから、それから現在に至るまでのそれぞれ世の中の推移等々含めて、それぞれ分析をさせていただきました。

いつも申し上げますが、戦後、農家戸数だけでも1,260戸ありましたし、さらには林業、林産業、森林含めると、町の中、仙美里、勇足も含めて、ほとんど工場がこの軒を並べて、その社宅も軒並べていた。さらに、商工業に類する、また学校の数等々含めても、非常に活発にその地域の経済活動がされていた。それも国の政策で自由化の問題など含めて、この勢い、この山もとから川上から本当に森林林業がほとんど、もう消えていくというふうな状況になりながら、また、観光事業で統廃合もそうですが、うちは特に大きいのは営林署が当時、苗畑等々含めても、事業所含めて約300名の職員がいました。保健所も約50名ほどの人がいました。そのほかに林務所、それから土現の維持から開発局の維持から、そしてまた国鉄から、さらにまたふるさと銀河線などを含めても、もう本当に国の政策でN T T時代は220名が電電公社からN T Tになったときには、約60名ほどいましたけれども、これもほとんどゼロということでありまして、また、裁判所や検察庁等々を含めても、あらとあらゆる本町の一番十勝管内では官公庁の出先機関も非常に多い町でありましたけれども、それも勢いこのような状況でありますから、それはなかなか人口推計というわけにもいかないというのも当然でありましたけれども、そういうような状況の中でも、しっかりとこの地域の中で住民と協働のまちづくりを進めてきた、その結果が、今現状このような状況の中でも、しっかりと8,000人台をキープしながら、それぞれ町の経済を担っている。

ただ、これからの部分につきましては、非常に厳しい推計となっていますね、それぞれ方式は違いますが、平成の40年になりまして、6,200名というようなそういう推計も出てきてみたり、また5,000人台という推計も出てきたりしますが、ただ現状のまま推移すれば、もちろん少子化ですし高齢化ですから、推移しますが、それをしっかりと少しでも人口増に結びつけるために、この6次の総合計画の中で、1番には雇用の創出、またそして、起業家含めてこの定住、そしてまた交流人口の増加ということを非常に重きを置いて、この総合計画を作成したわけでありまして、これらをしっかりと実行することによって、結果としてしっかりと安定した人口対策を講じられるかというふうに思っています。

さらにまた、少子化の分につきましては、できる限り少子化の子育て支援などを含めて、しっかりとした施策を打ち出しながら、これも生んでいただける、そしてまた育てていただける環境もしっかりつくっていく。そのためにはそれぞれの必要な施策、してまたそれに伴う雇用の場合、しっかりとつくっていかなければ、これはどの地域もそうですが、特に本町のように第1次産業、この辺は林業が主体の町でありますから、ここの循環のできる農業体制、さらにまた、林業もその時代を呼び起こすような林業政策も第1次産業、とにかく森林環境含めて、植える、育てる、切る、加工するし、また運搬する人、そしてまた、それをずっと未来永劫に循環できると、こういう施策の中で、大きな雇用を生み出していくと。

また、農業についても、今、TPPなどを含めて厳しい状況であります。これが実行されたら、今の現状の農業どころか、この地域が成り立たないということになりますから、ただ、これでまんじりとして、今の農業体制がいいのかということは、これはもういろいろ議論のあるところになりますから、本町といたしましても、いつも申し上げますが、畑作4品だけではなかなか将来的に生き残るとするのは厳しい第1次産業であろうと。それにプラス1品、2品、それからまた加工もしながら地域の中で希望も夢も持ちながら、次の世代がしっかりと担っていただけるような担い手が育つ、そういう農業体制をつくるためにも、今の農業体制、現状の畑作4品、大規模でやれるものはしっかりと頑張ってもらおう。

さらにまた、それと小規模でもしっかりとここでこの農業経営ができる、まさに物づくりができる、そういう農業体制もしっかり持ちながら、畑作など大きなものと、さらに1品、2品プラスで、さらにまた加工も含めて、より農業人口をふやしていくと、こういうような施策もしっかりとっていきなさいと。それが第6次の総合計画の中になりますし、それが今、いろいろな本別町に対する注目も集まっていますし、少しその農林業、またさらに第1次産業の加工含めて動き出しているというのが本町の現状でありますから、現状、私もずっとここに生まれた人の1人として、1万8,000人を超える時代も経験しました。もちろん今申し上げた官公庁から森林林業、全てがありました。何といたっても木材の森林林業の町でありましたけれども、さ

らにそこに電源開発局という大きな事業が入ってきて、今の北8丁目の地域はその社宅がほとんどその電源開発で埋まるくらいの社宅がありました。町の中は本当に私どもの住んでいる共栄の南4丁目の一部から、流送の時代からさらにまた丸竹さんだ、それから王子製紙だ、そしてまた田西木工場さんから石井木工場、さらに山中本別製材、それから二瓶林業、そして本別合板等々含めても、もちろんそれに対する森林林業を担っていただく、それぞれ通常山づくりしていただく人、森づくりしていただく企業がたくさんありました。

そういうことでありますから、そういう時代を超えながら、また、それに耐えながら、さらにまた、ここ10年来は構造改革という中で非常に厳しい財政運用を強いられながら、合併問題等々含めて、さらにまたこれは交付税が絞られる、また、公共事業についてのいろいろな国の意見もありながら、勢い本町からも建設関係の企業が十数社がもう撤退をすると、看板をおろすというふうな状況の中でありますから、これは到底一自治体で想定できるものではありませんし、食いとめれるような状況ではありませんが、その中でもこれだけ逆に頑張っただけということも含めて、また、それは町民の皆さんの町民力に感謝申し上げながら、これからも今ある企業は絶対になくさない、減らさない、こういう気持ちの中で、しっかりと新しい産業、そしてまた雇用、そしてまた新しい企業の育成に向けて雇用の確保をしながら、人口増に向けて、さらにそしてまた、交通の利便などを含めて交流人口もふやしていくと、こういうことで6次化の中でしっかりと対応して、6次の総合計画を実施する中で、これは着実に進めていきたいと、こういうことであります。長くなりましたけれども、このような計画も含めて、非常に厳しい状況ではありますが、しっかりと未来に向かって努力していくと、こういうことが我々の任された責務であろうと、こう考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

1番（大住啓一君） 町長のほうから、過去の一番ピークの人口減の話やら、各林業関係の会社の話まで、細かくしていただきましたが、私が再質問でお話しさせていただいているのは、総合計画に想定人口がなかったと、これは委員の皆さんからの答申ですから、執行者側として、それをないならない中で進めていくというのは町長おっしゃるとおりかと思えますし、私がどうのこうのという立場でございません。ただ、想定人口がないということは事業展開していても、なかなか町民の皆さんの理解を得るには大変でないですかというような趣旨の質問だったということでございますので、その辺を再度求めるものでございます。

それと、町長の答弁の中でも再三出てきましたが、現在ある企業、これはもうそれこそ50年も前から北海道糖業のビート工場、明治の工場も40年を過ぎてございませぬし、また、車関係の工場ではほとんどの車の会社が本別にあると。農業関係の農機

具の会社もほとんど本別にあると、これらの会社をなくさないでこのまま進めていくというのは、これは至極当然の話でありまして、町長の今、答弁にもありましたように、これを守っていくというよりも、かなり行政的に中に入って行って、もっともつと本別町に根差していただくとか、年数もかなりたつて本町の本当に礎となっていたらいてる企業の方々ばかりでございますから、それはもう十二分にわかっているつもりでございますけれども、町長のおっしゃる国の政策、社会情勢がということであれば、行政が協力体制をとっていくというのは当たり前話でありまして、北海道糖業にいたしましても、50年も過ぎてきている大きな会社でございますから、町長も今お話しになってございますように、現在ある企業ということでございますし、その一番大きな会社でございますから、明治工場もそうでございますけれども、その辺をどのように考えているかということでございます。

それと定住団地と移住促進等々についても、答弁がありました。これらについても、定住団地についても展開しているような部分はあるかと思えます。私どもも議会の懇談会でも各地区にお邪魔したときにも、何回となく定住団地のことについても、町民の方々からも質問を受けてございますし、特に若い方々が移住していただかないと、町の人口構成上もなかなかうまくいかない。ということは、就学というのですか小学校入学、中学校、地元の道立高校の進学等々もかかってきますので、若い方々がこの町で生活していただくためには、本当に先ほど来から私のほうから話しています工場でお仕事をされている方々、全員が本別町に住居を移されて住んでいただくというふうな施策も展開していくのが、一つかなと思ってございますし、その辺もせっかくの議会でのやりとりでございますから、政策内容についても町民の皆さんにわかっていただくためにも町長の答弁を求めるものでございます。

総合計画の中でございますが、先ほど来から出てます、冊子もつくって我々議会にもいただいております。これだけ立派な総合計画でございますので、町民の皆様も本当に自分たちの生活、福祉に介護に教育に、本当に注目しているところでございますので、町長のほうからもその辺も含めまして、その折に説明していくべきと思いますが、その辺を含めましての答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 前後しますけれども、総合計画の政策、また、まちづくりについてはもちろんその場面その場面で多くの会議にも出席しますから、それは当然のように、またこれ町民の皆さんの協力がなければできないことですので、これは計画ではこういうことありますということは、しっかり伝えながら、また、町民の皆さんが手づくりで作り上げていただいた、この総合計画でありますから、それはもう当然私としても、これをしっかりとまちづくりの憲法ですから、これをしっかりとやるということは当たり前ですから、それはこれからも引き続きしっかりとやっていきたいなというふうに思いますし、それがなければまちづくりにならないということであり



ます。ここはそのとおりやっていきたいと思います。

人口減等を含めてまちづくりがこうなってきたというのは、我々もよく話をするのですけれども、単純に言うと、考えてください、だんだん少なくなったと言いながら、町が小さくなったのではなくて、人口が少なくなったというのは間違いはない。今、我々が例えば子供のころ、世代が同じくらいであれば、一家庭子供というのは5人というのが大体平均でした。今、見てください、どうですかといったら、2人、1人含めて、たまには兄弟の多い人もいますけれども、それほど多くなかった。ということになると、例えば住民世帯の約4,000人として半分の2,000世帯が子供がもとのように、我々の世代のようにふえれば、例えば3人ふえれば6,000人ふえるんだよと、いろいろなことも含めて。だから決して一喜一憂することではなくて、少子化という現実をしっかりと踏まえながら、この町で暮らす人がいかに幸せを感じたり、ここで暮らしを充実できるかと、こういうことが一番の幸せですから、そのことも考えて明日に希望を持ちながら、みんなで力を合わせて頑張っていきましょうと、こういうことがまさに協働のまちづくりの原点でありますから、そういうお話をさせていただきました。

いろいろ御質問もありますように、その中でも本当に働く場、企業というのが大事ですから、そして、先人の皆さん、先輩の皆さんがしっかりと将来を見据えてつくっていただいた北海道糖業も明治乳業も、これ今本当に頑張っていて、常に頑張ってくれていますけれども、私どものこの社会人となってからも非常に厳しい場面が何度かありましたですよ。ただ、それをまんじりとして見ているのではなくて、直接関連の中枢部にも伺いながら、また、政治的にもそれぞれ支援をいただきながら、いろいろなことも現地のそれぞれ法人企業と力を合わせて、何とか存続するためという努力は、それはもう最大限してきましたですよ、これは。本当に一時期は乳製品工場は本別から撤退していくのではないだろうか、ということも含めて私も就任させていただいて、いきなり社長さんのところに行きました。社長さんはまたユニークな社長さんで、非常に懐の深いというのですか、本当はこの明乳しか使ってなかったから、私が就任したときには内部の状況の中でもということで、こことこの企業が、こことこの工場は将来はもう我が企業グループとしては、もう淘汰するというような話も実は何力所かあったと。本別については、インタビューを受けたとき、これは裏話ですけども、本別のこの工場を強化するぞと、私が言いましたよと。それで何とか頑張りたいということで、そんな話もいただきながら、そして必要な施策、または地元で何が応援できるのか、また、規模の拡大等々やるか含めて本当に足を運ばせていただきながら、現地との連絡もしながら、また雇用もふやしていただきながら、今ではいろいろなBSEや口蹄疫などもありましたけれども、その中でも道東地区を本当に補完する中心となる工場にまで引き上げていただきました。

また、製糖工場もしかりですよ。製糖工場も作付けなど含めて、大日本精糖から北

海道糖業になるとときには、もう非常に厳しい状況、これはもう工場の存続ですから。さらにまた、三つの工場を持ちながら、どこを中心にするかということも含めても、これは強力に要請させていただきながら、利用工場にある一部の中核の部門もこの本町の工場に逆に誘致をさせていただいたり、そしてまた、存続のための支援策、これはJAもそうですし、農業関連団体もそうですけれども、常にこの何ととっても原料がなければこれは成たないわけでありますから、原料を確保するために、これは本町だけではありません、広尾町からずっと沿線池田、さらにまた陸別までのこの自治体、これも呼びかけながら、それは水面下ですから表には出ませんけれども、これは常に本当に種一つでも多く植えて、何とか原料確保し、こういうような活動を毎年のようにずっとやらせていただきながら、今は、北海道を挙げて八つの工場のあるそれぞれ首長が先日も中央要請含めて、また、糖分内の変更等々含めてしっかりと、本当に企業が存続、また、第1次産業がまた営々として、営農を続けていただけるような、環境をトータルとして全力を尽くしてやっているわけでありますから、その辺については、これは何ととっても理解をいただかなければいけませんし、そうしていかなければ、企業だけの利潤だけを追求するという企業活動だけではありませんので、その地域に密着して地域になくってはならない、地域の産業と一体となったこの企業ですから、そういう面では当然のように私どもも、それは最大限の努力はさせていただきます、これはこの工場のみでなくて、ほかの企業も同じであります。

町として関連のある、そして町としてのいろいろのかかわりを持つ企業はたくさんありますし、商工会関係もそうでありますから、いずれも含めては、町の本当に政策の中で生き残りをかけていく、言い方は余り適切でないかもしれませんが、そういうような政策もしっかりと見据えながら、とにかくそのために、いつも申し上げますが、愛町購買運動だとか地産地消というのは本当に全員が力を合わせてやってほしいと、これは常に申し上げることではありますが、今、この厳しいときに、やっぱりみんな支え合って、この町をしっかりと将来のために我々が暮らす意味のこの本当に不自由のないように、今、頑張っていかなければ、今本当に企業が商店が看板を下げるようなのがどんどんふえていくと、暮らすにも暮らせなくなると、こんなことも訴えながら、しっかり対応していくわけでありまして、それも全てまちづくりの大事な政策に中でありますから、それは全力を尽くしてやらさせていただきますということになります。ここも理解いただきたいと思えます。

定住化についても、これも定住団地の話しはしてませんけれども、人口の定住という意味では当然住宅政策は必要であります。それも今までも北5丁目から山手町から、数カ所も含めて仙美里、勇足含めて、それぞれ住宅の提供をさせていただきました。勇足については、当初は団塊の世代がしっかりとUターン、Iターンできるように、また将来、住宅の前で少しの作物つくって、そういう田園風景の中で暮らせればいいかなと、当時の議会の皆さん方とも協議させていただいて、あそこに提示をし

した。なかなか時の変化もありますから、そういう規模が適切だったかどうなのかというのがありますけれども、今、おかげさまで若い世代が3軒定住団地に住宅建てていただいています。これはまだまだ長い取り組みになるかもしれませんが、また、それはこれからはしっかりとまた地元の優位性だとかPRをさせていただきながら、また、それなりの政策的な価格にもさらにまた力を入れながら、これは定住化に向けてまた促進に向けて努力をしていくということでもあります。

それらを含めて、本当に御質問にありますように、もうとにかく企業の存続、そしてまた、定住のこの促進に向けては特に若い人たち含めては、本当に本町はこの若い世代とも懇談をするのですが、女性の働く場が非常にふえてきたというのは間違いありません。ここ10年でも250人から270人ぐらいと私思っているのですが、正確に言えば二百五十数名ということですが、これは出入りもありますけれども、それはかなりの分で医療保険、福祉の部分を中心に、若い世代が非常に働き場を確保させていただきました。

最近はその若い世代の方々から、男性の若い世代ももっと拡大していただく、そういう方法をぜひ考えながら、また企業づくりをしてほしいというふうな、そういう御意見もいただいておりますし、もっともなことでありますから、これを第1次産業を中心にして、またそれぞれの企業、そして新しい企業の誘致を含めて、そういう部分の若い人たちがやっぱり何といても大事な社会を支えていく生産人口がふえる、そういう職場づくり、また、事業づくりを含めて加工から、また誘致から含めて、新しく起こす起業を含めて、しっかりまた対応していく、そのことが少しずつ、また芽が出て花が咲こうとしているところもありますから、それらを含めてしっかりと一つ一つ大事にしながら、これからも対応していきたいと、こう思っておりますので、長くなりましたけれども答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

1番（大住啓一君） 町長のほうから、細かくいただきましたが、大体考え方はおしなべて理解はするつもりではございますけれども、どうしても定住団地等々での構想どおりいかないというのは、これなかなか世の常でございます。勇足の定住団地についても、12区画で今3区画入っているというようなことでございます。それらも思い切った転換が必要でないかというような町民の皆さんのお考えもあるところでございます。その辺を再度求めるものということでございますし、また、今、町外に高齢者の方々が、なかなか町内の施設では入るところがないということでございまして、老人ホームも100名を超える待機者がいるということでございますので、町外のほうに出ているというような状況でございます。

先ほど質問させていただきまして、町長のほうからも、農業関係の企業だとか、車の関係の企業の方々の職員の方々、本別の町にということにも考え方があろうが、それちょっとお話しになっていなかったもので、それも含めてでございますが、

それらと高齢者の方々が町外に出ているということも、私もかなりの数を聞いてございます。それらの方々もいろいろ家庭の事情等々もあろうかと思いますが、でき得ることなら我が町で生活していただくのが基本かなと思いますし、それらの方々も当然若い方々と共存共栄していくのもまちづくりの基本となすところでございますので、町長といたしまして、その辺をどのように考えているのかを、定住団地の見直しが考え方にあるのかなのか、それから、車の関係の企業の方々、農機具関係の方々に対する考え方、大きな北海道糖業と明治の関係は先ほど答弁いただいておりますが、それらの関係の部分と高齢者の方々の町外へのかなりの数の方が出ているということも踏まえた中で、町長の考え方を伺うものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 待機者の部分については、100名もいませんからね、これは現実に副町長のほうから答弁させますけれども、一番の願いというのは、高齢化になって、やっぱり安心して入れる我が町で言えば老人ホームが一番いいなという、これはもう当然出てきて当たり前の希望だし意見だと思うのですが、私どもも当然そのことができれば、いろいろな政策の中でも一番解消しやすいというか、解消をするためには本当に安心してやれるということが一番ですね。ところが、これ平成10年以降12年、うちの介護保険のスタートと同じに、これ新しい老人ホームは認めませんよというのが国の方針なのですよ、これは。だから、それはいくら求めても大型にするなんて言う人もいますけれども、それは到底できないところです。そのかわりとして、国は何を求めてきたかと言うと、国は老健施設だとかグループホームに転化しましょう、変えましょうと。それはずっといるのでなくて、一定の期間でやっぱりリハビリを含めて訓練も兼ねて、そして最終的には在宅でやろうという方向が、その介護保険導入等を含めてそれが平成10年にスタートしたのですよ。ですから、私どもの老人ホームを50床を50床、養護と特養を持っていますから、これがそっくり建てかえられればいいことなのですけれども、なかなかそれは。それで、平成12年の介護保険スタートに、アメニティですけれども老健施設を80床を逆につくらせていただきました。

さらに、足寄は足寄でこの広域で検討しながら、これは経費ですけれども、本当に施設はですね。新しく50床ぐらいだったと思うのですが、これも足寄の分散をしてつくらせていきました。それから、その後にグループホームができました。でも、グループホームができて、それでもまだ間に合わないということですから、逆に言うとうちの特養が50床あって、老健80床あって、そしてその老健の中の30床が認知症のベッド数にしてもらったけれども、さらにまた、グループホームが9床で、まだ間に合わない。間に合わないということは、高齢化が進んで希望者が多いということではありますが、そういう中で、建てかえができて、ぼんとできないということですから、それではどうするかというと、厚生労働省にいろいろ協議させていただきな

ら地域密着型の、本別が全国で初めてですよ、仙美里と勇足につくりました。そして、本別の清流町にもつくって、そのほかにまた高齢者住宅も併設して8床つくりました。

こういうことで、本当に施設というのは当然それだけつくっても本別の人口にまだ間に合わないというのは、現状でありますから、そういう意味ではこれはそういう施設介護から在宅介護という国の大転換があって、要するに施設介護はこれ以上財源的にも含めて認めませんよというのが、国の方針で、そこら辺をまた現実に受けとめながら、どういう方向にするかというのを、私どもは常に研究しながら、また現地のそれぞれ事情も訴えながら、国等を含めて連携をとっていただきました。それは国も北海道も含めて、しっかりとまた連携として応援させていただいています。ただ、本町から急遽入所するといっても、なかなか地元で入所できなくて、またほかの町村にお世話になるということも当然ありまして、本町に入居されている方も急遽また他町村から来るということもありますから、それらも含めてありますけれども、これら全解消というものについては、一町村ではなかなか難しいということももちろんありますから、広域でやるということは当然ですけれども、ただ、広域の中でも十勝全部では本来的には老健も含めてベッド数というのは決められているわけでありますから、それはそれで簡単にはいかない。いかない中で何をするかというと、有料ですよ、今やっているのはですね。有料でそれぞれ企業が施設をつくるのは、これはもうそれはある程度認められているところでありまして、そこはありますが、それらの実態も踏まえると、本町のこの施設整備というものは、まだまだこれから進めていかなければなりませんし、それは今あるものをしっかりと多床にするのか、また個室にするのか含めて、これはユニット型含めて、これは今内部決定しますので、これはしっかり体制をとっていかなければならないというふうに思っています。

また、これを支える人口、またマンパワーですけれども、なかなか住宅が見つからないということもありまして、それぞれ民間の企業の方々にも何とか住宅を確保できないかというふうなお話もいただいておりますから、これらも本町と一緒になるべく住んでいただくためにも、そういう住宅もしっかりと対応しながら建てなければいけません。ただ、新しく住宅を建築していただくというのは、なかなか今の現状では厳しいのかなというふうに思いますし、また、そういう職場のいろいろな現状がありますから、そういう働く人たちが常に地元の中で一緒に暮らしていただきながら、この本別の大事な医療、保健、福祉含めて、地域の支えとなっていただく人たちの定住化に向けては、今後ともまた努力していかなければならないなというふうに思っています。

ただ、勇足の定住団地、どうせだったら土地をただであげてもいいんでないのと言う人も中には提案してくれる人もいますけれども、それはいろいろなバランスもありますし、そういうことには、なかなかならないということです。ただ、あそこは本当

に今、12戸のうち3戸ですからね、少ないといいながらも、でも、ただそこがあるから間違っているのではないかと、ためだということではなくて、本当に全体を見ても、先ほど申し上げましたように、今までやってきたところはすぐ満杯になるくらいでありますから、ただ、方式としては、買ってすぐ5年以内に建てて、またほかに土地持ったらだめですよという、いろいろな条件ありますから、それらの条件をいろいろ変えながら、なるべく住宅を建てていただきやすいような、また、そういう建てただけの地域づくりもしなければなりませんね。例えば商店が買い物をするとこころが1軒もなくなるなんていうことになりませんから、これらも含めて、それぞれの関係団体等と協議しながら、関係者とも何とかそこに住む子供たちの願いも、例えば学校の帰りに何か少し買い物ができるような、そういうところがなくならないようにしてほしいとか、そういうことがいろいろありますので、そういう状況を整えなければ、なかなかそこに終の棲家を建てるといふことにはならないといふことでもありますので、それらも含めてしっかりと政策的に対応していかなければならないといふふうには思っています。

トータルとしては、本町は民間のそれぞれ事業者の方もたくさんのマンション、アパートをつくっていただいておりますが、常に満杯状態でありまして、この住宅事情というのが、これからは本町としても十分に考慮しながら、ただ、望むところはやっぱりできるだけ低家賃住宅と、こういうこともありますので、それらも含めてしっかりとまた対応をさせていただきたいといふふうには思っています。

いずれにいたしましても、本町で雇用をしっかりとしていただくには、本町に住んでいただいて、それぞれ地域経済含めて、また、まちづくりを支えていただく大事な人として全般的にやっていきたいといふふうには思っています。

本当に一つ一つ言いませんけれども、企業のあり方含めて金融機関の統廃合等々ありました。言ってみれば郵便局の郵政の改革もありました。これらを含めてですけれども、最大限努力させていただいておりますし、本当に私が就任させていただいた平成9年の年末には、拓銀の破綻ですからね、いきなり、拓銀の破綻。さあ、どうしようかと思ったのですけれども、北洋銀行さんが担っていただく情報をいただきましたので、すぐ帯広と札幌へ出かけて、逆に、北洋さんが引き受けていただいて、逆に行員さんを、本当に人をふやしていただいたと、そこまでいきました。ただ、その後札幌銀行との行く行くは北洋銀行になりましたけれども、その統合なんてありましたけれども、でも信金の進出等々含めても、まだまだ本町は経済的な底力のある町でありますから、しっかりとその状況を、また金融機関ともさらに連携をとりながら、今おかげさんで、これだけの金融活動をしていただいておりますし、それが中小、また商工業、そしてまた一般の方々のそれぞれの大事な支えになっていただいていることはもちろんでありますし、いろいろなまちづくりの情報の発信基地でもありますので、それらも含めて、また車屋さんのディーラー含めても農機具なんか含めて、さすがに農業

の基幹産業の町ですから、ほとんどあります。これも申し上げますと、全部が全部安定していたわけではありません。新しくほかの町村のやつをまとめて本町に誘致をさせていただいた、そういう企業もありますし、また、ホームック等々、ホームセンター的なところも本町に誘致をさせていただいたのもありますから、本当にまちづくり全般にわたって、ただ企業がここがいいからぼつんと来たということではなくて、ちゃんと行政的にも要請もしながら、また、それぞれ必要な連携もとらせていただきながら、その企業誘致的な方法論をとりながら、やはりやってきたということがありますから、いろいろなところでしっかりと対応させていただきながら、現状をそれぞれ守りながら努力させていただいているということでもありますので、これからもこのことは誰が何と言おうと、本別町はこれからもずっと生きていかなければいけないわけですから、しっかりと対策を講じながら、それをしっかりとした計画の中で実行したいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

あと介護現場含めて、副町長のほうから答弁をさせます。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原 勝君） 私から、2点について答弁をさせていただきます。

1点につきましては、総合計画の中の想定人口の御質問がありましたけれども、審議委員の皆さんと一緒に議論をしたという立場から、ちょっとお話をさせていただきます。

審議委員会の中の議論では、ほかの総合計画にあります2割増しとか3割増しの人口増の想定が、果たして少子化社会という厳しい現状の中で意味を持つのかという議論が1点でございます。2点目は、先ほど大住議員がお話しをしました厚生労働省の社会問題研究所の人口推計、これは当時も6,000人程度までという推計は出ておりましたけれども、審議会の中でこれも全国画一的に計算した数字であって、果たしてこれを使えるのかという議論が2点目であります。

そういう中で、結論としては、こういう厳しい現状を踏まえながら、現状の人口規模を意識したまちづくりを展開するよという答申をいただきました。私どもそれを尊重したという経過でございますので、その辺よろしく御理解をいただきたいと思えます。

それから、もう一つ、今、大住議員のほうから、老人ホームの待機者が120名という御質問がありましたけれども、これは大変大きな誤解を受けることとなりますので、私から内容について少しお話をさせていただきますけれども、待機者が120名いるという前提に立つと、本当に大規模な老人ホームをつくらないと間に合わないということになるのです。そして、老人ホームの120名というのは、予約を受け付けておまして、将来老人ホームに入りたいという人を集計したのが約120名です。実際に老人ホームに入所されるときは、医師も含めた判定委員会がございまして、その中で介護状態、あるいは身体状態を見ながら、そろそろ無理ですよと老人ホームに

入所オーケーですよという判定をいただいて、入所が決定するシステムになっておりますけれども、この入所判定のレベルまでなっている高齢者の方は、今待機されている方は五、六名ということをごさいますて、もう90名ぐらいの人は老人ホームが空きましたよと言っても、ほぼ断られる。私はまだ地域で頑張れますと、私は家で頑張ると、そういうことで、実態の待機者としては、五、六名、多いときで10名ぐらいかなということで、この部分をどうしていくかというのが、私どもの責任であると考えているところでございます。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

1番（大住啓一君） 町長のほうからも細かくと、今、副町長のほうからも数字を出していただきました。副町長の答弁の中で、待機者の方々の誤解云々ということがありました。私ども2年前でしたか、委員会構成が変わる前に所管事務入ってございます。ういう数字が出てきましたので、出てきた出てこないは別にいたしまして、待機者の方の希望者があるということは10人であろうと100人であろうと、いることにかわりはないということでございますので、御理解をいただければと思います。

それと、おしなべて質問させていただきましたが、本町の人口減は急激であるということは執行される皆さん方も御承知だと思えますし、私どもも認識してございます。町長から細かく再三にわたりまして答弁がありましたし、国の施策が云々という答弁も相当の部分ありました。確かに国の施策も法律的に一番大事なところでございますから、それを無視して地方の行政を進めるといふことにはなりません。ただ、町民の皆さんが今思っていること、これは十勝管内でも冒頭申しましたように、2040年には十勝が27万人ぐらいになると、約ですがね。そのときに本別町が先ほど申しましたように4,700人と、これはあくまでも推定数字でございますから、それで私がどうのこうのといふことはございません。ただ、町民の皆さんもマスコミ等々の報道がございますので、注視しているのは事実でございます。

したがって、総合計画等々の話もさせていただきましたが、町民の皆さんに本当に心から安心してこの町で生活していただける、若い方もお年になった方も含めてでございますが、それが町長がおっしゃっている協働のまちづくりの根幹をなすものではないかと、私も理解しているところでございますので、再度その部分についての答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 人口推計、先ほど言いましたけれども、いろいろな調査機関でいろいろな調査しますけれども、現状で何もしなかったら、こういうことですが、十勝管内でも出るのです、人口推計ね。これやってどうするのっていう気持ちもないわけではないのだけれども、ただ、将来がこうなるといって、あなたの町がこうなるよって何か頼まれてもいないところが推計して出すということは、ただ不安を



あおるだけでしょう。そういう例えば減少率の多いなんていう町に行きたいと思わないよね。これはまちづくり、どこの自治体だって本当に真剣に頑張っているときに、こういうものを出して本当にいいのかと、警鈴を鳴らすというのならいいのかももしれないけれども、余りにもひどいのではないかとということも、やっぱり我々町村長の中ではそういう話ももちろんします。ただ、そういう現実というものは無視はできることではないけれども、でも余りいいことではないということ、ここではしっかりと押さえていかなければなりません。

うちの職員の全部調べると言いましたけれども、これいろいろ使うのですけれども、平成42年には6,637人なんですよね。平成52年には5,715人。今、急激にと言っているけれども、これ急激というほどでも、こういう想定をしなかったというのだけれども、何て言ってもやっぱり少子化なのです。15年ぐらい前までは、たとえば悪いかもしれないけれども、亡くなる町民の皆さんと生まれる方が大体同じくらいだった、100人ぐらいずつ、15年、20年前は。最近はどうだかと言うと、亡くなる人はもう少しふえている、生まれるのが40人ぐらいですから、今。黙っていても60人から80人ぐらいの自然減というのは、そこに学校卒業して都会に、また学校や職場を求めて本町から離れられる方も、もちろんそれはいるということですから、そういう構図からいうと、特に本別から人がどんどんいなくなって、どこかへ行っているというよりも、そのままに少子化の現状というのをしっかり私ども受けとめて、先ほど申し上げましたけれども、本当に担い手としての子供さんを生んでいただける環境、そして、育てていただく環境をしっかりとつくっていくことを、地道に努力していくということが一番求められているのだろうなと。

いろいろな子育て支援施策をとってますけれども、さらにまた、これは本当にどういことが一番いいのか、今、うちで言えば例えば、直接健診でいろいろなことをやるということももちろんありますけれども、働きながら子育てさせていただくというのが乳幼児からの保育や、また時間を延長しての保育というのはもう管内でいち早く取り上げて、これは実施してますし、現場の職員の皆さん方もしっかりそれは受けとめて頑張ってくれていますから、そういう意味では保育所や学童含めて、また学校の対応など含めても子育てのしやすい環境というのはつくってきていますし、またさらにこれもふやしていかなければならない。ただ、社会的な状況の中では、やっぱり子育ては非常に親としての責任が重たいし、また、いろいろな面で障がいの子育てに対する家計の負担が大きい等々含めて、また、ここは例えば高校まではありますけれども、大学になると勢いは町内から町外に行かなければならないと、札幌か東京かは別にしてね。そうすると、またそこに対する負担とか、いろいろまた子育てに対するメンタルの面から、また直接家計の状況も含めて等々ありますけれども、そういうことも少しずつでも解消していけるように、そして少しでもこの少子化に歯どめがかかる、また、本当に多くの方が子供さんたちを楽しく育てていただけるような、そうい

う環境をつくっていかないと、この問題というのは解決していかないだろうなというふうに思っています。もちろん頑張っていたいただいた高齢者の皆さん方に安心して本別に住み続けて、やっぱり本別に住んでよかったと言っていたように、まちづくりということは今までどおり当たり前のことです。とにかくここは新しく雇用と、そして、さらに起業家と、そして、そこに集う若い人たちが少しでも結婚をなされて、子供さんを育てていただく、そういう環境をしっかりとつくり、この本別がこれからもそういう意味では元気のいいまちづくりができるように、しっかりと頑張っていかなければならないと思っています。

以上、申し上げて答弁とさせていただきます。

1 番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時、休憩します。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10 番阿保静夫君。

10 番（阿保静夫君）〔登壇〕 議長のお許しを得て、3 問の一般質問をいたします。

まず、最初の 1 問目ですが、旧営林署苗畑跡地の利活用に町民アイデアをとということで伺いたいと思います。

営林署跡地は当面芝生広場としての活用とのことですが、町民の皆さんの声を聞き、みんなが喜ぶ利活用がされることを望む次第です。

いろいろなアイデアが考えられますが、今後の検討方向について町長の見解を伺います。

旧営林署跡地の芝生広場については、これまでの議会でも一般質問などで取り上げられてきました。また、ことしは、総務常任委員会のほうで所管事務調査を 4 月 25 日に行っております。また、今議会初日の町長の行政報告でも、7 月 1 月から広場を一般開放し、自由に使っていただくこととし、催し物などでの利用については、有償とすることなどが報告されました。

また、まちづくりの観点での今後の利活用については、庁内に旧営林署跡地利用検討会議が設置され、関係団体や町民の皆さんから意見をいただきながら検討することですが、具体的にそのような機会をつくるのが望ましいというふうに考えております。現在、町民の方から寄せられているアイデアの幾つかを提案し、町長の見解を伺います。

まず、1 番目ですが、あの芝生広場は、市街地内にありますが、電線等がない、いわゆる開放空間ということで、子供たちが伸び伸びと遊べるような企画というのに

は、うってつけの場所だというふうに思います。今まで子供たちの遊びについて一生懸命やってくださっていた町民の方もいらっしゃると思いますが、例えば、手づくりのたこ揚げ大会なんかは最高じゃないかなと、紙飛行機飛ばし、それからミッチェルオーストラリアとの関係で言えば、ブーメランなんかの大会も、テレビなどでよく見受けられますが、そのようなことにすごい適している広場のように思います。

また、2番目には、管内、道東エリアにも幾つか例がありますが、広場の一部にネット柵などを活用して、ドッグランをつくり、人も犬も伸び伸び遊べるようなスペースを設けてはという意見もあります。町民の皆さんだけでなく、旅行者などにも利用されているとのことですが、これは研究をしてみる価値があるのではないかなというふうに思います。

ちなみに、十勝管内のドッグランは、私が調べたところ四つの箇所にあります。清水、足寄、根室、大樹町ということになってますが、四つのうち1カ所だけが有料です。それで、喫茶店や温泉に併設していて、いわゆる飼い主の方がそこでコーヒーを飲んだり温泉に入っている間、犬をドッグランで遊ばせるというふうなスタイルとか、それから注目すべきは高速の上下両側に1カ所あると。これは恐らく旅行者の方が犬を連れていくときには、休憩とあわせて活用しているということで、私は、町民の皆さんが基本的に使うということを考えていたのですが、調べてみると観光にも結びついているという一面があるということがわかりました。そういう面では、再度ドッグランというような感想を私は持っております。もちろんこのドッグランは、いい面と悪い面の両方指摘されています。衛生面とか危険とかという、気をつけなければならない面、あと管理上の問題等あります。ただ、私も朝早く町内をしょっちゅう歩くことが多いのですが、本当に犬の散歩をされている方とよく挨拶を交わしながら、随分皆さん早くから犬と歩いているなということを感じています。せっかくのこういう芝生広場ですから、大きなお金をかけるということは、なかなかできないというふうに認識をしておりますが、今持っている町のいろいろなアイデアとか、そういう中で、こういうようなドッグランとか、あるいは子供たちの遊び場としての提供というのが、一つ考えられるというふうに思いますし、最低でもトイレと水道というのが必要なのではないかなというふうにも思っております。行政報告等では、そこまで詳しくは述べられておりませんでしたし、庁舎内につくった跡地利用検討会議は、私はもっと将来に向けた、例えば何か施設をつくるとかと、そういうようなことの検討をする会議のように受け取っております。今、町民の皆さんが自由に利用できる、遊び等を中心に利用できるということの検討までしているのかどうなのかというあたりは、ちょっと行政報告からは読み取れませんでした。

いずれにしても、町民の皆さんの意見をいただきながら進めていくということですから、このような日常的な遊びや、そういうものの活用も含めた跡地利用の検討会議が進められるものというふうに思います。

以上について、町長の考え方を伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の旧営林署苗畑跡地の利活用に町民のアイデアの質問の答弁をさせていただきます。

行政報告でも申し上げましたように、旧営林署の苗畑跡地につきましては、市街地形成において重要な位置でありまして、公益性の高い土地でありますから、この用地の利活用はまちづくりにおける要衝の一つであるということ、今までも申し上げてきたところでもあります。

そのことからいたしましても、これは内部で今御質問のありましたように、検討組織で有効な活用策について検討してきているところでありますが、北海道森林管理局との紳士協定に基づきまして、当面は緑地として使用するという事としておりますために、環境整備などを進めて現在に至っているところでもあります。こうした現状を踏まえながら、広場として活用していくに当たっては、提案をいただきました2点についての答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の子供たちが伸び伸びと遊べるような企画の実施につきましては、現在のところ供用の開始にあわせた新たなイベントなどの予定はしておりませんが、本広場につきましては、当面基本的に誰でもが自由に使える施設として供用を開始するものでありまして、そのために町広報による周知や看板を設置して子供たちや町民の皆さんが安心して安全に使える施設として、環境整備を進めるものであります。

また、今後は民間活力によりまして積極的なイベント展開にも期待をしているところでありますが、関係課・部局並びに団体の皆様と連携を図りながら、有効活用について、また有効に利用できるかについても進めていきたいというふうに考えております。

2点目のドッグランにつきましては、町民の方や来町者からの要望は少なからずあるということは、私も時々お聞き及びをしているところでありますので、それらも内部では種々検討をいろいろな場面についてですけれども、特に問題なのは、今、阿保議員の御質問にありましたように、賛否両論というよりも、やっぱりなかなか現状というのは衛生面などを含めて厳しいよねというのが、大きな御意見でありますし、問題はだれが管理していただけるのでしょうかねということが、一番ネックになってくるということなのですよ。

そういうことから、これ改めて設置をするということになると、維持管理、または利用者のマナーなども問題が想定されるということでありまして、また、施設に関する技術的な面もあるというふうに思いますけれども、第一に、やっぱり公共性の観点から申し上げますと、これは特に用地でありますから、住民ニーズの分かれるところでもありますけれども、今後引き続きこの分については、ドッグランのことについては引き続き検討をしていく余地があるのであって、ここでやるとか何とかという問題で

なくて、全体として考える余地はあるのかなというふうには思っております。それにつきましても、今申し上げたような種々の課題もありますので、それらも十分に解決をさせていただきながら、やる方向は検討をしていかなければならないのかなというふうに思っています。

以上の御質問の2点に対してのお答えでけれども、この土地の利用につきましては、総合計画などのまちづくりの指針に鑑みながら、公共施設などの建設を見据えて、本町が目指すまちづくりにふさわしい利活用についての庁内組織であります。物を建てるだけにしか見えないということではありますが、約6町歩ですから、これはもちろん大事な施設、今までも答弁させていただきましたが、公共の供にするための施設からまず、それから、空間広場づくりから全体の青写真というのは、しっかりとした設計図をつくらなければならないというふうに思っておりますので、それにはやっぱりあそこのあれだけの一等地でありますから、もちろん観光にも、またそれぞれイベントにもいろいろな面で利活用できる、そういう優れた用地でありますので、本町が目指すまちづくりにふさわしい利活用の方法について、その旧営林署の跡地利用の検討会議、これで町民の皆様や団体の皆様等多くの、これからも御意見いただきながら、行革の推進委員会や都市計画審議会なんかもありますので、これらの団体も含め御意見を聞きながら、大事な用地のこれからの利活用について、しっかりとしたビジョンを持っていきたいなというふうに思っています。

また、当面開放をさせていただくということではありますが、最低限、水とトイレが必要だとありますが、築堤に水もトイレも設置してありますので、河川のほうでパークゴルフ場を整備していただいている皆さん方もありますので、それらも含めて、あそこは使用していただくということになります。

また、大きなイベントになったら、その都度またいろいろな協議をさせていただくということになりますので、当面は築堤のところにあります公共のトイレと水を利用していただければ、この部分については解消ができるのではないかと、これを含めて内部検討した結果でありますので、当面はこのような方法でやりたいと思います。

ちなみに、子供のたこ揚げだとか、それからまた水 Rocket だとか、いろいろな面で教育委員会や体育協会なども含めてたくさんの催し物をしていただいたり、昔ならではの遊びということで、今、本当に残念ながらお亡くなりになりましたけれども、泉野さん方が中心となって多くの子供たちの学舎、また、楽しい伝統の継承なんかしていただきましたが、それはもう河川公園でしっかりやっていただいていたが、あそこも唯一安全で本当に安心して、そういう事業とかイベントができるところありますので、これらも引き続き活用していただければと思っています。

この苗畑はそれほど長い期間ではないというふうに思っておりますので、おおむねということで話しましたけれども、もう5年が過ぎようとしておりますので、おくれればせながら芝の造成の下地ができましたので、当面の間一般開放して使っていただく

ということにしましたので、その辺もあわせて御理解いただければと思います。

以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それぞれ答弁いただきましたけれども、まず、一つは、今の答弁の中にもありましたとおり、民間のイベント等に活用していただければなというようなこともありました。それと予算審議かなんかのときだったように思いますが、現在河川敷でやっている「きらめきフェスタ」を、川の増水ということはほとんどかんがえられないのですけれども、そういう面も加えるところの広場の活用も一応提案をしているところですので、今後いろいろ検討されるということなので、引き続き検討していただきたいなというふうに思っているところなのですけれども、民間が仮にイベントで使うとなると、やっぱり先ほど申し上げたように、築堤のところトイレと水があるということなのですけれども、もしそういうイベントで使うとなると当然、特にトイレは深刻な問題だというふうに思いますので、その後、今後あわせて検討されていくべきだというふうに思いますし、半永久的にそのような広場として使うものではないと私も理解をしております。約6町歩の面積、これ2008年の6月議会のときに報告があったのですね。私もそのときに自分なりに議会報告で4,300万円旧営林署跡地購入、約6町歩、坪単価で2,500円弱ということで、そのとき私はこう書いてあるのですけれども、将来町民の財産として利活用できるのかは正直言ってわかりませんと、そのときは書いておりました。でも具体化されて、子供たちの遊び場もいつでもオーケーだよという姿とか、また、利活用の検討委員会をしているということで、このときはまだちょっと前途がよく見えなかった部分ですけれども、少し町民の皆さんに説明できるような状況になってきたと。ですから、先ほど大住議員も触れてましたけれども、町民懇談会の中で、どういうふうに使うのっていうことが出されていますので、これにもやはり町としても議会としても答えていく必要があるというふうに思っているところです。

ですから、イベント等に実際に貸し出すということになれば、そういうトイレや水の問題を、ある程度臨機応変に対応していく必要があるというふうに思うのですけれども、まずその点について確認をしたいというふうに思います。

それから、ドッグランについては、この間調べた中で、先ほど言ったように、いい面と、ちょっと懸念すべき面というか危ない面というのか、両方あるというのも明確にありまして、ただ、今までは民間がつくるのが主流だったのですけれども、いわゆる自治体の住民サービスとして設置する例もふえてきているような話もあるので。ですから先ほど十勝の例は四つあるのですけれども、そのうちの二つが自治体のようなのですよね。ですから、そういう時代的な流れもあるという点では、検討されるということですから、そういうことも含めて検討をしていただきたいというふうに思っております。再度その辺を伺いたいと思います。

あともう一つ大事なことは、庁舎内の検討会議が行革の委員会や、その他の町民の集まる機会のときに、ここの利活用の問題も出して意見を聞くということなわけですけれども、そのそれぞれの委員になっている方はもちろんそういう意見いろいろ言えると思うのですけれども、広く町民の意見を聞く機会というのも、例えば町長は自治会長さんかの集まりなんかにも出られると思うので、そういうようなことも含めて、なるべく多くの町民の、これは決して悪いことではないので、よりよい利活用ができればいいというふうに思いますし、当然当初も目的に沿った意味でということなわけですけれども、そういう機会はやっぱり町側から働きかける必要があるというふうに思うのですけれども、その辺についての見解を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） ドッグランは私のほうから答弁させていただきますが、あとイベントの考え方なんかを含めては、担当のほうから。

それではドッグラン、この用地に限らないとさっき言いましたけれども、町内の人でも阿保議員の御質問のように、例えば公園なんかすごく人がくるのですけれども、やっぱり逆にたくさん来ていただくところと、それから食べ物を扱うところというのは、やっぱりこれは非常に微妙な衛生的な面を含めても問題ありますから、これはちょっと勘弁してもらいたいなというふうに、私の今までも、必ずイベントの会場の中には動物は持ち込まないようにと、実行委員とか主催者側もそうやって常に気を配っていただいています。そのような状況もありますし、ただ、こういう時代ですから、だめだとばかりも言っていないというのが私どもも受けとめてはいるのですが、しからは、どういう方法でできるかということが一番問題なのですね。ほかの町やなんかは、例えばそういう組織というかドッグランをやりたいとか、例えばこのぐらいの面積で、ネットを張ってやるという人もいるのです。それが例えば町から、村から、例えば用地だけ提供して、あとは全部自分たちで自主運営するとか、そういう人方が非常に多いということですね。住民側から多いということなのですよ。

ですから、直接市町村の役場でそれを直接やっているということは余りないのかなというふうに思いますから、それは再度御質問ありますように、例えば喫茶店に来たときは気楽にうちのところで動物を遊ばせて、ぜひくつろいでくださいとか、温泉に入る時間だとかいう、そういうところがあるのですよね、ドライブインのそばとかに、あるみたいですが、そういうことを含めて、その賛否があるということもしっかりと踏まえながら、しからは、どういう方法がいいのかということを考えてやっていかなければならないと思いますし、また、これ予防接種をしているとか、していないとかということ細かく言えば、いろいろなことが出てくるので、そういうことも含めてしっかり対応をしていくほうが、逆に言うと、そういうようなトラブルだとか、またいろいろな風評が出ないような方向を考えて、どうしていくのかという検討をしていきたいなと、こういうふうに思いますので、その辺についてはまだまだ、

一番いいのは、こういうことをやりたいという人たちが出てきていただいて、そのことを責任を持って管理しますよという人が出てきていただければ、それは一番いいことなので、そういうことも可能かどうか含めて十分に検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、あと広く意見をいただくというのは、もう本当にそのとおりでありまして、何回も言ってますけれども大事な用地ですから、あそこは本当に一等地ですから、ここをしっかりと将来ビジョンをつくらせていただくためにも、本当に町民の皆さんが願う、また、いろいろな企業・団体の方もおりますから、それらの人たちの活用の思いなどもしっかりと聞いて、また子供たちの大事な将来ですから、子供たちにも希望というか、そういう場面がたくさんありますので、子供たちからも願ひを聞き取りさせていただきながら、しっかりと本当の一番の大事な一等地ですから、ここを本当に町民が希望を持ったり、わくわく感ずるような、そんなような活用ができるように、しっかりとビジョンをつくっていききたいというふうに思います。

ほかについては、担当のほうから答弁させていただきます。

議長（方川一郎君） 川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

トイレと水の関係の御質問だと思いますけれども、基本的にイベントの規模にもよりますけれども、大きなイベントにつきましては主催者側が、トイレや水等については整備をいただくというのは基本だというふうに考えているところでございまして、一般的に、現状のままで利用する場合については、先ほどお話しにありましたとおり、築堤の上に公衆トイレと、水も使えるような形になってございます。

それと約6ヘクタールということで、今、本町の町の主催しているイベント、きらめきが一番大きいわけですがけれども、今、利別川の河川敷で実施をしておりますが、あそこの面積より広いということに実際にはなりません。それで国道にも近いということもございまして、うちの担当レベルとしては、あそこで何とかやれないかなという検討は、現在もしているところでございます。

ただ、花火だとか、あと周りが住宅等がございまして、騒音等々の問題もクリアしなければならぬ課題かなというふうには考えてございますので、これにつきましては、ちょっとお時間をいただきながら検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それでは、2問目に行きたいと思います。

2問目ですが、町の各種助成金等に商品券の活用はということで伺います。

高齢者住宅の改修や太陽光発電設置に対する助成など、町としてさまざまな助成を行っていますが、敬老祝い金のように、その一部を商品券による助成を行う考えはな



いかということで、伺います。

最近の報道の中で、管内自治体の例では、とりわけ住宅リフォームの助成を自治体が始めましたと、私の手元には2件の例があるのですけれども、二つの町の例があります。それぞれ、これは新聞によりますと100パーセント商品券なのですよね。それで住宅リフォームなどへの支援事業としてこのように商品券による支援の例が報道をされています。その結果、これも報道で申しわけないのですが、その商品券による奨励金効果が町内の幅広い業種に波及すると、業界関係から歓迎されているという趣旨の記事です。本町においても、高齢者住宅の改修費の助成、あるいは太陽光発電設置に対する助成など、これは町の単独事業として実施しているというふうに思いますけれども、各種の支援事業、助成事業があります。私が知る限りではほとんど現金による支援だというふうに理解をしております。

事業の性質上、こういう改修をしたから現金で払うのだという、そういう性質上からは、現金支援が望ましいという判断だとは思いますが、ただ、その全部でなくて一部を商品券で支給することによって、先ほど申し上げたように町内業者への波及効果も期待できるのではないかというふうに考えます。今後の課題として研究・検討する考えはないか伺います。

また、これから議会の中で、本別はまだ住宅リフォーム助成という形ではやっていないのですけれども、例えば太陽光だとか、十勝の中で1番、2番を争うような支援をやっているというふうに理解していますし、いろいろな形での支援をやっているというのは理解しておりますけれども、今後、新たにできてくる支援制度がもしあれば、そういうときの機会にも考え方として使えるのではないかなというふうに私は思うのですけれども、いろいろな方に伺うと、商品券より現金のほうがいいという、これは率直な意見だと思いますし、そのとおりだと思うのですけれども、町が支援するという立場から考えると、他の業者への波及効果というのも考えるというのも、一つの考え方ではないかなというふうに思ひまして、今回このように伺う次第です。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 阿保議員の2問目、町の各種助成金などに商品券の活用はという御質問であります。助成金の一部を商品券で支給することについて、研究・検討ということではありますが、助成金として現金支給をした一部を商品券で支給することについては、支給した額面が地元で滞留するということになるというふうに思っておりますが、地元業者への経済波及効果が期待できるとの理解は、これはもちろんするところであります。ただ、これに該当するということか、使える事業と、ちょっとこれは難しいだろうなという事業というのは率直に言ってあるのだろうということであります。今までもその商業振興を含めてですけれども、とにかく地元で間に合うものは地元でやってほしいということと、地元の消費拡大、地産地消は本当に相当声をかけさせていただいたつもりですけれども、その反面、当然これが活用できるものについ

ては積極的に活用していこうと思って、私どももそれを一部導入させていただきました。

今、御質問の部分については、ちょっといろいろな検討も必要でないのかなというふうに思うのですね。ただ、例えば支出の伴わない、工事をやって例えば支出が伴うものについては、その一部を助成しますよと、例えば太陽光パネルなんか例ですけれども、国を含めて27万円例えばやりますよと言ったときに、3分の1も4分の1を商品券でと言われたら、ええって、逆の立場だったらなりますよね。そういうことを含めて、だから、それに使える事業と、なかなかなじまない事業とあるというふうに思うのですね。

私なんかいろいろなことで敬老祝い金なんかそうですけれども、健康づくり長寿会議なんか含めて、まちづくり会議で検討していただいたりなんかして、それぞれ福祉団体、それから老人クラブなんか御意見いただいて、それはそういう導入してきたのですが、それは支出が伴わないで本当に純然たる補助というのですか、助成をいただいたものについては、そういう部分では十分に活用はできると思うのですが、その目的なり助成の内容については非常に難しい面があるのでないかなというふうに思いますので、そこらも少しいろいろ、例えばどのことができるかということなんかも、いろいろ検討してみたのですよ。なかなかこれ各担当からも、どこかできるところがないですかと聞いても、いや難しいねというのがほとんどでありまして、そこら辺はちょっとまだまだ調査をする必要があるのではないかと思うのですね。

ただ、言われるその目的というのは、当然私どももしっかり共有できるものだというふうに思っておりますから、どこにそういうものが使えるかということは、しっかりやっていきたいなと思います。

私、ずっと前から言っているのですが、これ何十年も言っているのだけれども、例えばたとえば余りよくないかもしれないけれども、香典返しありますよね、先ほどの質問でないけれども、これたくさんある。本当に考えるのだったら、その団体であれば、例えば1次産業の団体であれば、1次産業に還元できるような物を本当に積極的に使いませんかと提案させてもらっているのだけれども、なかなか現実行ってないのですね。一時ちょっと使っていただきました。

例えばこれ、商工会としては、例えばですよ、これは収益事業はできないけれども、例えば町の商工業発展のために、地域通貨的などこでも使える、そういうものを商品券的なものを発行したと。それはそれで、例えば2枚使うとか3枚使うとか、4枚使う、5枚使うと、それはそれぞれ事情によってありますけれども、それをもしそういう返し物で使えるとしたら、それは町の中で全部消費しますよね。したら、これはかなりの効果になりますよね。等々のことをぜひ考えないのかなということなのですが、なかなかそれが実現、実はできていないのです。ですから、そんなことのほうがかえって今、一番私なりに勝手に思って、ずっと言ってきたのですが、取り

組みやすいのかなという感じもしますので、ですから、もちろん行政でやれるものについてはしっかり対応しなければなりません、そういう部分では本当にオール本別の中で、それぞれの企業や業種の中で取り組んでいって、さらに地元をしっかりとみんなで支えていくという、そういう意識を含めて持っていただくと、非常にこういう御質問が生きてくるのではないかなというふうに思いますので、またそのことも含めて、ぜひ、いろいろな団体にも参加していただいている議員でありますので、またそこから辺も機会あれば、また側面から御支援をいただきながら、地元の消費拡大、また地産地消の理念に沿った愛町購買運動に、また一層お力を借りたいと思いますので、よろしく願い申し上げて、御質問の具体的な部分については、非常にまだまだ検討の余地があるのではないかなということを含めて、答弁とさせていただきたいと思えます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） いろいろな助成をしている、私、高齢者住宅改修と太陽光しか例に挙げてませんが、このほかにも多分あると思います。

それで、例えば今の太陽光にしても、高齢者住宅改修にしても、実際に利用した方はかかった工事代金を全額支払った後で、町のほうから助成措置が講じられるというふうに理解しているのです。これが、もし町の助成金と合わせて総額で制度利用者が業者に支払うというのであれば、やっぱりそれは現金のほうがいいだろうなと思えます、現状の中では。ただ、一度全額払ってから、それに見合った一定の措置がされるとすれば、ちょっと考える余地があるのではないかなというふうに思いましたものですから、この質問をしたわけですが、その確認を一つしたいということが1点です。

それから、今、町長おっしゃったとおり、現状動いてきた制度で非常にある意味喜ばれている制度だと思うのですけれども、その中身を新たに変わっていくというのも、それは総額は同じでも受け取り方によっては、後退したように受け取られる可能性ももちろんあるというふうに思うわけで、そういうことですから、二つの町の例しか持ってきてませんが、新たに始めた住宅リフォームで、これは全額商品券ということを決めて、金額もそんなに大きくないようなのですけれども、いずれにしても、それで助成というよりも奨励制度とか支援制度とかという名前をつけているようなのです。そういうことであれば、またふさわしいのかなというふうにも感じるわけなのですけれども、今、本町が行ってきている現金で支援したり助成したりしているという部分については、なかなか難しい面もあるのかなというふうに思うのですが、考え方としては、今後もちろんプレミアム商品券に対する助成もしているということも十分承知の上なのですけれども、やっぱりお金が町内で回っていくということが、私一番重要なことだというふうに思うものですから、今後あらゆる機会をとらえ

て可能であればという意味で、こういうことも取り入れていく必要があるのではないかなというふうに考えて、今回この質問をした次第でありますので、その点について再度伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 太陽光なんか一番の例かと思うのですけれども、いろいろ使えるということをいろいろ検討しなければならないと先ほど言いましたけれども、太陽光もそうですけれども、事業をやるときの条件としては、地元企業の方に施工してくださいと。そのときに補助をさせていただきますと、こういうことでした。さらに、その条件がついていて、さらにまた工事が終わりましたと。例えば銀行から貯金をおろしてくるのか、また、いろいろな方法で個人費用を捻出するのは、わかりませぬけれども、そうやって地元の企業の皆さんにやっていただきたいということで条件つけて、またそこに商品券を地元のやりますといたら、これ二重に何かちょっと難しいのかというふうなことがありますよね。そういう工事費の出し入れも含めてきっとあるのではないかなと思いますから、そこら辺は促進含めて、奨励含めてやっていますので、そのとおり、より促進・奨励が推進できるような方法という面については現状がいいのだろうなと思います。

ただ、そういうことでもいいよということが、いろいろな御意見として出てくれば、それはもちろん検討しますけれども、そういう方向も導入するという事はやぶさかではありませんから、ただ、本当に利用していただくこの町民の皆さんが、本当にどの方法がいいのかということが一番に考えたときに、どうするかという判断だと思うのですね。

ですから、これもしかりですけれども、先ほど言いました、通常いろいろなところで交わされているいろいろな出し入れの行為みたいなものも含めて、やはりもっと広く考えていく必要があるのではないかなと思いますけれども、さらにまた、それは特に関係団体含めてお願いをしたり、また御意見も伺ったりして対応していきたいというふうに思います。例えば、こういうところでどうだというのがもしありましたら、ぜひまた御提案いただいて、私どもが気がつかないところだとか、また利用者側からしたら、こういう方法でもいいというふうなこともきっとあるかと思しますので、もしそういうことがございましたら、また、御提案いただいて十分に検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

午前 11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 それでは、午前中に引き続き、3問目最後の質問を行います。

成人の風疹予防接種に助成をということで伺ってまいります。

本年、ニュースなどでありますけれども、風疹が流行しているということで成人に対する予防接種費用の助成を図るべきではというふうに考えたので、見解を伺いたいと思います。

報道等で御承知かと思いますが、本年流行している風疹は全国では前年の同期1月から5月に比べると、3倍の7,540名に達するという報道でした。風疹は妊娠初期の女性がかかると難聴や心疾患、発達おくれなど先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があるとのことです。本町としては健康管理センターだよりの5月号で、注意報発令ということで予防接種を呼びかけています。成人といっても風疹の予防接種は歴史的ないろいろな流れがありまして、接種の機会のなかった人たちもそういう年代の方もいるし、途中までは女性しか受けられなかったというような、そういう歴史的な経過があります。私が持っている資料で言うと、1990年以降は男女ともに受けれるような数字になるのかなというふうに、ちょっと詳しくはわかりませんが、途中経過では男性が受ける機会がなかったようなこともあって、そういうことのかかわりで、全国的にはこの3倍になったという可能性があるのかなと。これは後で答弁のほうでしていただけるかなというふうに思うのですけれども、そういうふうに思っております。急に3倍になったというのは多分そういう理由ではないかなというふうに思うのですけれども、いずれにしても、妊娠初期の女性がかかったり、その周りの家族がかかっていると赤ちゃんに影響が出る可能性があるということで、本別の健康管理センターだよりで注意を呼びかけておりました。私も自分の子供のことでどうかなと思って、この健康管理センターだよりを読んで頭の片隅にあったところを、最近の新聞報道で管内の一つの町村が、対象となる成人に4分の1ぐらいの金額の補助をするというような記事があったので、本別先を越されたなというような感じもありまして、今回一般質問として取り上げました。

そこで、一つ目に、本別町の罹患状況、予防接種率について、どのような状況か伺います。新聞記事による十勝管内で罹患された方は、1人とかという記事だったというふうに思いますけれども、罹患と予防というのはまた別な話になると思いますので、この辺について一つ伺います。

二つ目には、管内自治体では1町のみが成人の予防接種に助成を行うということで。本町でもこの助成措置を検討すべきではないかと考えますので、見解を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 阿保議員の成人風疹予防接種に助成をの答弁をさせていただきますが、新聞等では報道されましたけれども、罹患状況はどうだという御質問です

けれども、本町では誰もかかったという人の報告は受けていませんし、現在のところは全くゼロということでもありますから、まず、ここはそのような状況であります。

特に、この予防接種、私どもも小さいころ受けたのかと、うちの保健師さん方に聞いたら、町長は年取っているから受けてませんと言われましたから、間違いなく受けていないのかなと思うのですが、女性から始まって、今、男性ということですが、男性が始まったのは平成7年から男性が始まったそうで、1995年ですね、これから男性も一緒に接種をするということがスタートしたそうでありまして、ことしは34歳から52歳の年代で女性のみで集団接種、男性は接種の機会がありませんでしたが、ことし26歳から34歳の人は男女とも風疹ワクチンの接種を1回行っているということでもあります。

また、最近の患者の年齢層は20代の後半から40代前半の男性、また20代後半から30代前半の女性など、子供のころに定期接種の機会がなかった成人に多く発病しているという報道がされているようであります。

一般成人の予防接種につきましては、任意の接種として町内の医療機関で自己負担6,300円が費用としてかかるそうでありますが、これで受けていただくこととしておりますが、ことし3月から5月までの間に接種された方は、国保病院で7件あるそうであります。また、民間病院でも個人病院でも数件ということでありまして、接種率は極めて低い状況にありますので、ワクチン接種を広げるために、今後、さらに風疹に対する関心を高めることとあわせて、特に子供のころに定期接種の機会がなかった年代の方々に対する予防接種の大切さを、これからも周知する必要があるというふうに考えております。

また、2点目の風疹ワクチンに対する助成でありますけれども、このような状況もありますので、ただ風疹だけでどうなのかなという議論も十分させていただきましたし、それぞれいろいろな予防接種に対して、その助成をさせていただいたり、またこの定期は無料でありますから、それらも含めてどれが一番緊急性だとか、また流行性の度合いなどを含めて助成することがいいのか、また、その他の感染症などの調査研究についてどうなのかなということで、随分検討、議論させていただきました。

特に現場の保健師さん方のお話を聞きますと、特に水疱瘡とか、それとかおたふく風邪などの調査研究をしながら、必要であればそちらのほうを優先して配慮していくほうが、まだ現実的でないでしょうかというふうなお話も伺っているところでありまして、あわせて、本町といたしましては、1歳と6歳の2回の個別接種を対象者全員に徹底することや、また中学生や高校生を初め保護者に対しても、早い時期からみずからの健康が管理できるように啓蒙活動をしていくことが大切であるというふうに考えております。

また、風疹は広範囲な人の移動によってかなり広域で流行するということでもありますので、一つの自治体の枠の中でおさまっていない現状でありますから、北海道、ある

いは十勝管内といった広域の中で対策をすることも必要だというふうに考えております。また、今後、広域での取り組みの検討もしていく必要でないかというふうに考えておりますので、これらを含めて国の施策や、また子供のころに予防接種を受ける機会のなかった世代の男性や接種率の低い世代の女性の対応は国にもっと対応策を講じる必要があるというふうに考えておりますので、これらに対する助成制度など含めては、国や北海道にも財政支援を要請してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、風疹に限らず感染症に対する基本的な予防は、これは極力人混みを避けて不要不急の外出を控えると、また、外出後は手洗いをするなど、日常の予防を徹底するということが最も大切なことでもありますので、特に妊娠を希望する女性やその家族には、戸籍の窓口で婚姻届を受理をする際や健康管理センターで母子手帳を交付する際など、あらゆる機会にこれらの日常の予防活動と予防接種の必要性については周知徹底を図るように文書の配布など、個々の健康に対する意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、安心して出産、子育てができる環境づくりには全力を尽くしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思っています。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 保健師さんの専門家の意見で、水疱瘡やおたふく風邪を優先したほうがよいのではないかということで、専門家が言うので私がこれ以上要求の中身について、どうこうということは言えないと思っておりますけれども、ある町の記事では8,000円程度かかるという記事だったのですけれども、今、6,300円ということで、金額的には支援できる金額というのは、この例では2,000円だけでもそこまでいなくても、支援というか啓発にもなると思うのですよね、支援するということはね。ですから、水疱瘡、おたふく風邪の対応が十分にできた後、こちらも考えるべきかなというふうに思っておりますが、流行性などの検討で広い範囲での広域での対策が今後必要になるかも知れないという答弁だったので、これ以上本町としてどうするのだという話にはならないのですけれども、先ほど数字では7件プラスアルファの接種者だということで、パーセントに直したらどれくらいになるか、この際ですからことしの対象者と言うべきか、今回の対象者と言うべきか、対象者の人数はどれくらいというふうに考えているのか、再度伺いたいと思っております。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 対象者の人数は後ほど担当者のほうから答弁させていただきますけれども、もう少し詳しくお話しさせていただくと、この予防接種の率についてですけれども、2006年、平成18年度に実は始まったわけでありまして、これは現制度の中では、風疹ワクチンは定期接種でありまして、生後12カ月から24カ月未満にまず1歳と、さらに小学校入学前の1年間、6歳の2回、これが麻疹、風疹の

混合ワクチンの個別接種を实はしております。さらに、23年度の接種率であります  
が、94.6パーセントと、これは1歳の子、それから6歳のほうが97パーセント  
でありまして、平成24年は接種率がそれぞれ1歳が100パーセント、6歳が9  
7.9パーセントと高率で推移をしておりますので、この風疹ワクチンの定期接種、  
昭和50年に始まったわけでありまして、当初は中学生だけでありまして、先ほど申  
し上げましたけれども、男性が始まったのは1995年、平成7年からということ  
でありまして、ことしはそういう状況で推移をしているということでありまして、

新聞で、今、阿部議員が申し上げた部分が出ていましたので、実は現場での協議を  
しました。うちとしての本当に流行していくのでしたら、いろいろな疾患もそうす  
けれども、これはやっぱり見過ごすわけにいないので、実態はどうなのですかとい  
うことで、内部協議を实はしているのですけれども、先ほど申し上げましたけれども、  
うちは誰も患者さんとして罹患した人はいませんよということ、病気にかかった人  
はいませんよということですから、都市部では結構深刻に患者数がふえているよう  
であります。ここに来ては、北海道、東北の部分、そして特に本町についてはまだそ  
ういう状況がないということ、本当に必要だとするものは、それでは何なのだろう  
ということ、協議させていただいたのが、先ほど言ったようにおたふくとか、それ  
らのほうがずっと大変なんでないですかねという話を实はしてきたところが、今の私  
どもの協議の内容なのですね。24年度の実績でも、例えば水疱瘡だけでも23人、  
またおたふくでは32人と、こういうまだ予防接種率でありますけれども、風疹につ  
いては7人と、民間というか町の中では二、三人ということになりますから、トー  
ータル10人ぐらいの方が接種を受けているのかなということになりますから、その率だ  
とか、現状の疾患の状況なんか見ると、高齢になってからの大人になってからの  
おたふくとか水疱瘡のほうが、ずっと重度化して深刻の状況がありますので、また  
それを受けてる方も結構いますのでということなので、それは現場等の声とし、  
そういうことになりますので、実質どの部分が本当にいいのかということを含め  
て、しっかりこれは患者に至る前の予防のニーズとしても、どれがあるのかとい  
うことをもう少し時間をいただいて調査したり、また希望をとったり、それぞれの  
現場での対応を含めてしっかり積み上げていかなければならないことだろうとい  
うふうに思っております。必要なものは必要として、できる限り啓蒙も含めて、  
いろいろな部分での警鐘を鳴らすということを含めて、必要なそういう処置も  
あるかということに議論もしておりますので、必要になればそこら辺の体制を  
しっかりとっていきいというふうに思っておりますので、そこら辺も含めて  
もう少し状況を見ながら、特に風疹については、1自治体で効果が出るという  
ものでも余りないということになりますので、これらは広域的に、できれば  
北海道、また十勝などのこれらの範囲の中でも取り組んでいくとい  
うことは、しっかり求めていきたいと。

先ほど申し上げましたけれども、国だとか北海道にもこういう重大な、また、生ま



れてくる赤ちゃんに影響が出るということであれば、それはしっかりとやっていかなければ、それでなくても少子化の時代ですから、もっともっと大事にしていくという意味でも、これは必要だというふうに考えておりますので、そのような方向で本町としても対応を協議していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） お答えします。

初めて風疹が始まったのが、先ほどの町長の答弁でありましたけれども、1977年、昭和52年から始まっています。その当時、当初は中学校の女子だけで始まりますけれども、その年代から幾つかの変遷を経て、それぞれ中学校の女子、あるいは男性が始まった年代もあるのですけれども、人数的には相当数上ると見られていますけれども、今、ちょっと対象となる人数までは今の段階では申しわけありません、把握しておりません。ちょっと時間が欲しいと思っております。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 対象となる人数を把握していないということなので、実はそこを知りたかったのですけれども、先ほど申し上げたように町としての考え方はわかりました。それで、ただ、お聞きしている中で対象人数をなぜ聞くかと言うと、健康センター便りによりますと、下のほうに注意を呼びかけている中に、特に10代後半から50代前半の男性、10代後半から30代前半の女性が多く発病していますということで、生涯で2回受けなければならないという話のようですから、お心当たりのある方はとか、家族にお子さんが生まれる方がいらっしゃるような場合ということと呼びかけているものですから、この大まかな数字でもあるのかなと思って聞いたつもりなのですけれども、その辺は押さえてないということで、再度正式に伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） これは年齢層で単純にいくと、1歳のときと6歳のときと接種しますよね。先ほど言ったように始まった52年含めていくと、年齢を割れば出てくるのですけれども、そういう単純なものでもまたないというとはよくわかるのですね。受けている人もいるし、受けてない人もいるということなので、それを個別に把握するというのは非常に難しいのですよね。それで、対象となるのは全体で定期接種を受けるのは1歳のときと6歳のときのその年齢24歳以下と。24歳からずっと50代のところまでは、言ってみれば生産人口といったら生産年齢というわけにはいきせんけれども、子育てができる、そういう授かりを受けるという年代だとすれば、その人数は全部対象になりますよ、ということになるのですよ。全部対象になるけれども、それでは何人いるのとなると、先ほど申し上げたように、ことしも個別で約10人接種している人もいるし、毎年何人しているかということとは、なかなか把握でき

ないということになると、個人名もわかりませんし、人数はちょっと残念ながらつかみ切れないと。おおよそこの年齢層でしたら、自分がわかるわけですから、もし予防接種を受けていないで子供さんを授かりたいと思っている人は、そういう危険性もあるんですよという、そういう啓蒙ができるということになっていくものですから、その辺のところでは御理解をいただければなというふうに思っています。

以上であります。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 議長の許可を得ましたので、通告をいたしました2問について質問をさせていただきます。

まず初めに、人口減対策についてでございます。

本町の人口は、町広報によりますと、1月末8,037人、2月末8,019人、3月末7,888人、4月末8,011人と一時的に8,000人を割り込み、今後7,000人台と推移することは時間の問題だと思えます。このことから、先ほど大住議員の質問にもありましたが、町民の人口減に関する関心は強く、その対策の強化が求められていると思っております。

本町における人口減の対策については、第一義的には基幹産業である農業の振興、さらには林業の振興により雇用の拡大を図っていくことにあるのだと思えます。と同時に市街地を形成する商工業の振興も町の活性化、雇用の確保、拡大のために大変重要だと思っております。

しかし、先日の産業厚生常任委員会の説明によりますと、商業では昭和41年の商業統計調査時の小売卸売業等が294件、従業者数が1,222人でありましたが、平成19年の商業統計では112件、従業者数553人、工業では昭和45年の工業統計調査時で42事業所、従業者数が942人だったのが、平成22年の工業統計では12事業所で、従業者数は310人となっており、人口減少と相関して減少しています。

このような動向を受けて現在町は、先ほどもお話がありましたように、第6次総合計画の主要課題を踏まえて、中期的な方向性として、農産物を活用した付加価値を高める取り組み、ソーシャルビジネスの取り組み、林産資源を活用した関係企業の育成誘致、高速道路を活用した観光商業振興を定め、商工業振興のための施策が進められていると受けとめています。

施策の中では、プレミアム商品券の発行、起業化支援、企業誘致、道の駅オープン、キレイマメブランドなどの展開があり、成果を上げつつあると思えますが、人口減対策としての実感は薄く、今後の取り組みの継続強化につながっていると思えます。その見通しについて、まずお伺いします。

2点目ですが、人口減対策は、先ほどの答弁にもありましたように、社会的に人口

減が進み、少子高齢化が進む中で、大変困難な問題となっています。それだけに既存の政策の継続だけでは限界があると思います。まちづくりや町起こしの先進的な町村では、必ずと言っていいほどスペシャリストがおり熱心な取り組みがされています。それが役場職員であったり、農協職員であったり、民間の出身者であったり、さまざまな人がかかわっています。

そこで、本町の人口減対策取り組み強化のためには、いろいろな情報、経験を持つ役場職員のOB、農協職員のOB、民間会社OBなどを嘱託職員として雇用するなどして、プロジェクトチームをつくり、人口減対策の充実強化を図るべきと思いますが、考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の人口減対策についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の御質問でありますけれども、商工業振興施策の今後の見通しについてであります。この間、議会などでもお答えしてきましたけれども、中期的な方向性と商工会業の振興のための施策概要から見た一部の成果と、また今後の見通しでありますけれども、施策の展開の基礎となる事項につきましては、これまでと同様、重複した説明となりますけれども、第6次の本別町の総合計画、これに主要課題に沿ったものとしておりまして、その実現の道筋のために、これまで取り組んでまいりました実績から一步を積み重ねる事柄を目標に設定したものでありまして、農産物を活用した付加価値を高める取り組みなど4点の方向性を説明させていただいております。

詳細につきましては、省略させていただきますけれども、その一つが、まず第1次産業の農林業を生かした、また林産資源を活用した関係企業の育成、それと誘致でありまして、当然御承知のこととは存じますが、本年11月には操業開始する予定の双日の北海道与志本林業本別工場の操業を始めるその成果が、まず第1番であります。

今後につきましても、本町の基幹産業であります農林業にかかわる企業誘致を積極的に推進することが重要でありまして、何度か申し上げてきましたけれども、この1社の企業誘致から、それぞれまた複数の企業誘致のそれぞれ今立ち上げるべく、また水面下の交渉なども含めて実施をさせていただくところでありまして、かなりここに来て本町の企業誘致が大きく動き出したなど、そういうような実感を感じながら、一つ一つ大事にこれを実現させていくと、それをまた雇用につないでいくということでありまして、特に、資源の持っている第1次産業のこの振興というのが一番大事なことだというふうに思っておりますので、本別町の歴史をひもといたいつもの話でありますけれども、やっぱり大事な資源の木をまず植える、そして育てる、切る、運ぶ、加工する。そして、またそこに大きな雇用を生み出すということで、以前昔は本別から勇足、仙美里市街まで、ほとんどが木材工場、そしてまた、その木材工場の社宅が軒

を並べていたというふうな、そういう時代でありましたので、それらを彷彿させるまではなかなか難しいかもしれませんが、少しでもそのような活気のある時代に近づけるような1次産業の活用した企業誘致含めて、雇用の拡大も含めて、また努力していくところあります。

したがいまして、主要課題に密着した施策を展開する中で、課題解決といった目標を一步ずつ近づけていく努力をしてまいりたいと思いますので、よろしく御支援、また御協力を賜りたいと思います。

2点目のプロジェクトチームなどを設けての強力に取り組むべきとの御質問であります。御意見をいただきました社会経験の豊富な人材を活用させていただきながら、対策を進めるということも大変重要なことだというふうに思っております。しかしながら、具体的にどのようなプロジェクトで、どうしていくかということが大きな課題になってくるだろうというふうに思いますので、こういうことでというような御意見がございましたら、ぜひ提案をいただきながら前向きに検討をさせていただくというのは当然であります。特にこの間取り組んできました、JA女性の企業化やキレイマメの取り組み、さらには小麦などの地元の農産物を生かした製品開発やブランド化、また昨年からスタートしました起業家支援など、取り組みの担い手となっただけで多くの農業者、青年も女性も、また商工業者の皆さんとネットワークと民間活力、さらに育み充実させていくことを考えております。

おかげさまで、本当に前向きにチャレンジしていただく青年層、また女性層が非常にふえてきておりますので、それをまた単独ではなくて、スクラム組んで町起こしということの、その思いが非常に強い世代が今、元気よく発進させていただいておりますので、その若い世代の方と経験豊かな先輩OBの皆さんが、そこでしっかりと連携、スクラム組んでいければそれはもうありがたい話であります。しからばその道筋がどうかということについては、私どもまだまだちょっとイメージが開けないということがありますが、あらゆる分野における雇用の創出に向けた取り組みを関係団体とも連携をしていきたいと思っておりますので、このことが推進にさらに、また大きな希望を与えるということでありましたら、積極的な具体的なプロジェクトとして活用させていただきたいと思っております。

以上、申し上げて答弁とさせていただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今、御答弁にもありましたけれども、先ほども申し上げましたが、企業誘致、あるいは起業家支援ということで、町外から若い人が来られてその事業をするというふうなことを含めて、私は一定の評価をしています。ただ、問題は先ほども言いましたように、それを継続をしていくということが大事です。特に本町の課題というわけではありませんが、人口減対策ということで、この人口の減っていくことに対して単純に1万とか8,000とかという言葉で区切るというのは余り

好ましいことではないかもしれませんが、やはり町民にとってみれば一つの人口目標として1万を切ったときにもいろいろな議論がありました。また、8,000というのも一つの節目でありまして、そういった議論が生まれているわけですが、そのような中でも、企業誘致とか起業支援とか、あるいはいろいろなことで、先日産業厚生常任委員会の中でも説明ありましたけれども、具体的にそういうお話があるというふうなことを、今の町長の答弁も含めて受けとめているわけですが、問題は、それを実現していかなければいけないというふうに思っています。

例えば、小松松島市の近くに上勝町というのがあって、これは皆さんも御存じと思いますが、木の葉で町起こしをしたという農業の所得の増につながったということなどで有名ですけれども、そこへ研修に行ったときの話では、スペシャリストというか、長年取り組んでおられた方がいまして、その取り組み方というのは尋常ではないですから、それを真似するということではありませんが、ただ感心したことは、その状況によって農協職員であったり、町の職員であったり、そして最後にはみずから経営者として、私たちが行ったときはもう経営者として携わっているというようなことで、やはり一つのそういった事業や産業を育成していくという意味で言うと、これは今、例えば本町でいうと農業が中心ですから、そういうノウハウというのは農協出身の方持っているでしょうし、また、行政の出身の方というのは、それは助成とかいろいろなことを含めて、そういうノウハウは私は持っていると思います。また、そういった意味で言うと、民間の人がそういうノウハウを持っているのではないかというふうな、実は思いを持っています。60歳で定年ということで退職をされますが、過去ですと、もう60歳というのは高齢者ということで、その後は老人クラブとか、ボランティアとか、そういう方向に携わっていく方が多いわけですが、今は非常に元気ですから、その60歳定年を終えた後も、いろいろな意味で現役として活躍できるような人は私は十分いるのではないかというふうに思っています。そういった人たちが、それは嘱託職員にするかどうかは別にしても、先ほど言われた企業の誘致とか、もっと言えば農場の話も聞きましたが、そういったことに対するノウハウをその経験によって受けとめて、それを進めていくということも大事でないかと思っているのです。もちろん若い人たちが若い人たちでやるのは、それはそれとしてありますけれども、特に行政というかわりていくと、進めているところが悪いということではありませんが、職員は一定の期間が過ぎるとどうしてもほかのところへ行かざるを得ないというか、継続してその取り組みをできるような状況にないということからいくと、そういう継続をしてやってきた人のノウハウを借りながら企業誘致とか、農場とか、そういういろいろなバイオマスプラン等の問題もありますし、そういったことに対応するような、そういう何かチームみたいのがあったらどうかというふうに思います。

方向性は違いますが、例えば喜茂別町では、これテレビで出ましたけれど

も、地域お助け隊ということで、限界集落のために若い人を一定程度雇用をして、その限界集落へ行って手助けをしてということで、その後ということで、その若い人はそこに住んだり、やめていかれた方もいますし、その町に住んだりする方もいます。そういうような形で、具体的にそういう人口減に対してこういうことでみんなで頑張るのだということ、それは町だけではなくて、町民の皆さんと申しますか、そういった人たちの力もかりて、もっと確実というか大きなものにしていくということがいいのではないかと申すふう、私はそう思っているわけですが、そういったことを今後の取り組みの中で検討していけないかどうか、改めてお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 少しずつ理解を共有できるかなというふうに思うのですけれども、プロジェクトチームをつくってという御質問をいただきましたから、正直言って、プロジェクトチームと申したら何を目標にして、例えばお願いする我々側が何を、したら具体的に計画をして、どうしてということだったら、それは難しいなという率直に申しているのですよね。そうではなくて、今、高橋議員の御質問にありましたように、それぞれの経験を生かして、ここはこの人ならばというように、プロジェクトチームではなくて、この課題別にその取り組みの一つのプロジェクトごとに、それこそそういう人材を協力いただく、知恵をかりる力をかりるといふ部分については、それはもう本当に絶対必要だと私も申していますし、そのことも含めて今までもやっております。何度か例に出させていただきましたけれども、60歳で定年になっても、これびっちり勤務して働きたいという人ももちろんいますし、できれば何か自分も1回そこでスイッチを入れ直すために違うところに行きたい、何かをやりたいという人もたくさんいるのですよね。そういうことは御質問のとおりですから、これ何度か申し上げましたけれども、せっかく本別が一番いい豆をつくって自分の愛情を込めた豆をつくって豆腐をつくるのだけれども、なかなか売ってもらえないといつても、なかなか食べられない、油揚げなんか食べられないということで10年過ぎました。本当はもう本別の企業としてしっかりやってほしいというのがスタートだったのですが、それぞれ年齢も重ねて無理もできないし、ここまでが限度だと。でも、そこでとまるのではなくて、それをそうしたら、例えばOBの人たち含めてボランティアで頑張ってくれる人もいるし、それは本当に実費だけでも、配送してくれる人もいるし、つくるのを手伝ってくれる人もいるし、いろいろそこでスタッフとして頑張ってくれてくれる人がたくさんいると思うのです。そうすれば一つの企業として成り立つなどのいい例がたくさんあるのですよね。ですから、そういう面をなかなかそこだけではできませんから、もっと起業家含めて私どもの担当のほう、町のほうも農協も含めてですが、そういう商工会と一緒に、そういう声をかけさせていただいて、そこに必要な人材をぜひ経験のある人に、そこにお手伝いをいただいて、しっかり発信をしていく、そういうことは一番望まれることだと思うのです。

何かやりたいって若い人が集まっても、そこにアドバイスしたり、また方向性を定めたり、またいろいろな機関との連携役をするというのは、やっぱりその経験に優るものはありませんから、そういう先輩OBの方がたくさんいます。そういう話もぜひ聞かせていただきながら、そういう連携は図っていききたいなというふうに思っておりますので、上勝の例も出ました。上勝はやっぱり関西の料理屋さんに行ったときに葉っぱが出てきたと。これが商売になるのかと言ったら、うちの山にたくさんあるぞというのが、当時の農協の課長さんの発想でありまして、帰ってからそのことをやりました。1人の気づきがあればだけの産業になるということは、どこの町も同じことですから、本町もそういう意味では、それは経験のある人は欲しいです。そこに興味のある人がいて初めて成り立つという本当に御質問のとおりだと思いますので、そこはしっかりとまた、今までの取り組みを含めて私どもも、もう一度、それこそ考え方も新たにしながらぜひ進めさせていただきたいなというふうに思います。

そして、今、お話しありましたように、人材の経験を生かすという御質問をいただきましたけれども、先ほどの質問で答弁させていただきましたけれども、特に基幹産業の農業というのは、うちはやっぱり規模拡大で頑張ってきましたから、最初は十勝管内でも20町から25町ぐらいのときは一番面積としては少なかった。反面農家戸数はおかげさんでいました。そのうちにどんどん規模拡大して、また離農もふえてきた。離農がふえていくけれども賃貸がふえて、そこで新しく就農する家はなかなか成り立たない。でも大規模になるのも必要だけれども、ここに来て必要なのは、やはり将来を見据えて小規模でも、例えば1町歩2町歩の畑でも、しっかりとハウス園芸等々含めて野菜づくりの中でしっかりとそこで生計が成り立つような、そういう農業のあり方もしっかりとこれから育成していくとなると、今私どもがやるオーガニックだとか、有機栽培の中でしっかりとした安心安全の作物をより1品、2品も3品もプラス、加工も含めてやっていくとなると、そういうノウハウを生かして、例えば農家をリタイアされたOBの方、そしてまた、その男性も女性もたくさんいるわけですから、その人でなければわからない生業の仕方だとか、農業のあり方、そしてまた加工のあり方も同じです。こんなこともぜひまさに人材バンクではありませんけれども、そのような方向はぜひ取り入れさせていただきながら、逆に力をかりて頑張っていきたいなと思っています。若い人たちも去年は111年でしたから、111メートルのピザをつくって頑張ってくれて、あれだけの発信がしてくれました。あれがきっかけで大きな役割、本別が注目されて、ミステリーサークルなども含めても拡大して、たくさん若い人たちが農業に対する着目してきました。そしてまた、ことしはそれにまたこたえるように、青年が肉祭りをやりたいということで、8月25日に公園でということで、既に準備を進めながら、もう大変な苦勞もしながら、またそれも自分を鍛える、そして地域を将来のためにということで一生懸命頑張ってもらっていますから、その人達も含めて、いろいろな相談を預かっています。そこでOBの人たちがい

かに手を差し伸べてくれるかということ、本当に大きな成功につながるということもありますので、それらも含めて誰しもこういうことはできない、大きな経験がある人はプロジェクトチームをつくるまでは、まだ行きませんけれども、有効に人材を協力させていただいて力をかりてしっかり対応をしていく、そんな私どもの起業家支援などの継続の中では、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っています。

さらに、それだけでは、なかなかこの人口減というのは勢いはとまらない現実であります。国の政策でほとんどが、もうこれだけの時代になってきましたから、木材を山をつくる人もほとんどいなくなった、畑も1,260戸あったのが300戸になってしまった。そして学校もこんなに少なくなった、子供も少なくなった。何と云っても一番は少子化ですよね。先ほど言いましたけれども、私が同級生、本別中学校を卒業するときには本別町内の全中学校の同級生で600人いました。今生まれる子供は40人いるかいなにかですから、もう半分以下どころか、圧倒的に私どもの昔のークラスよりも全体含めていないということですから、そういう現実を踏まえると少子化、これは本当に子供を産んでいただいて、育てていただく環境をしっかりとつくって行って、子育て支援を全力で頑張っていきながら、1人でも多くの次代を担う子供たちを育てるための環境をつくっていかねばと思いますので、それらも含めてしっかりと、雇用もそのためには必要でありますし、子育て支援も必要でありますし、そして学びの場も必要であります。残念ながら本別高校が歴史上初めて一間口になるなんていうことは、想定さえできなかったことが現実として起きてくる時代でもあります。これは誰がいいとか悪いとかでなくて、このような現実をしっかりと踏まえながら、たとえば悪いですけれども、自然減の中、亡くなる方が120名を超えるぐらいになりました。生まれる赤ちゃんが40名を切るぐらいな人数になりました。黙っていても70人、80人の自然人口減、10年たてばそれに高校生、卒業した方、また大学に行く方を含めて、二、三十人、これから本町を離れていくということになると、黙っていても1年に100人は人口が減っていくという現状でありますから、これらも含めて現状をしっかりと把握した中で、少子化対策、そしてまた雇用、そして人口増に向けての取り組みをしっかりとしていかなければならない。これは行政だけでできるわけではありませんので、今、利勝議員の御質問にありますように、多くの経験に対する力もかりながら、しからば起業家等々含めてはしっかりと希望を持って、ここで元気よく次の担い手が安心してそれぞれの生業につけるような体制をとることが一番求められていることだと思いますので、しっかりと取り組まさせていただきますと思います。

十分なまだ少子化対策、これからは現実としては相当厳しいかもしれませんが、少しでも希望を持って進めるように努力をさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。



9番（高橋利勝君） 私は、あえてプロジェクトという表現をしたのは、人口減対策ということも踏まえて、意識というか町民の皆さんに一生懸命頑張っているんだという、そういう意識づけといいますか、理解してもらおうという意味でも、そういう形もあるなと思いましたが、ただ、先ほどからお話がありますように、保健・医療・福祉の中では、その経過の中で女性の雇用が拡大されていったとか、今、若い農村の青年たちのお話もありました。そういったことも含めてでありますけれども、その一方で、そういうOBの人たちの力もかりてということで、総体で行政だけではなくて町民全体を巻き込んで物事を進めていくということが、その人口減対策の目がどこに向いていくのかということにつながっていくと思います。この状況であれば、やっぱり自分たちも頑張らなければというふうなことに繋がっていかないと、いつも政策をする人と、政策を見つめているという人ということでは、今日のこの厳しい状況というのは克服していけないし、それでも克服していけるかどうかわかりませんが、少しでも前を向いていけるようになるのではないかと思うので、その決意をもう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問のとおりだというふうに思っておりますし、なかなか現状はこのような状況になってきたということは本当に我が町だけでないと言いなからも、これ国が主ですからね。ピークの時期には1万8,800人、1万9,000人になろうとした。もちろん時代背景も違うと言えればそれまでですけども、どこの地域でも子供がたくさんいて、一家庭の中にも平均5人がというのが当たり前の家族でしたからね。それだってその当時はその当方で、今はそんなことはならないということでは決してないと思いますので、少しでもそのような時代が、そして特に子育ては子供の人数が多いということは非常に育てる環境や教育面についても一番大事なことだと思うのです。我が家の兄ちゃん、姉ちゃんからの兄弟のつながりだとか、けんかをしたときの痛みだとか、兄弟を思いやる心だとか、家族のあり方だとか、また地域では、弱い人、また目上の人、黙っていてもその地域なりのつながりとか、そういうところが非常に大事なことだと思いますので、そのような時代をまた夢見ながらしっかりと地域づくりをしていく。そのためには御質問にありましたように、だれかが見る人で、誰かが打つ人では、これはもうまちづくりになりませんので、まさに協働のまちづくりのここが神髄だというふうに思っておりますので、今まで進めてきた協働のまちづくり、本当に多くの町民の皆さんに参加をいただいて、今の本町が成り立っているわけでありまして、さらにプレーヤーとして多くの人たちが参加していただく、それが具体的にまちづくりの成果としてさらに目に見えるように、我々も最大限の努力をしていきたいなというふうに思っておりますし、そういう中では、親の世代が頑張ることによって、子供たちがその背中を見て、やはりこの町で頑張ろうと。そしてこの町をしっかりと支えていこうと、そういう子供たちにいい背中を見せてあげれ

る、その豊かな心を育てるまちづくりというのが私たちの一番大事なところでありますし、我々もそういう世代で育てさせていただきました。地域に感謝して、家族に感謝して、そしてまちづくりに参加をさせていただいて、少しでもここを元気するように、町をよくするようという、そんな思いで頑張らせていただいた世代でありますので、その思いをもう一度本当に横の連携をつなげ、しっかりとスクラム組んで、御質問にありましたように希望を持って、それぞれ町民みんながスクラム組んで頑張っていく、そんなまちづくりをこれからも力いっぱい推進していきたいと思っています。

そういう希望の持てる町だからこそ、新しい企業が本別に進出していただける大きな要因になるというふうに思いますので、町民がばらばらではまちづくりにはだれも参加をしてくれません。本別はやっぱりまとまっていいところだな、本別に行ってみるとつ企業を起こしてあげるかと、私どもの商売はここでやるかと、そんな人たち、そして後継者がしっかりとそこに座っていただくまちづくりのために、これからも全力を尽くしていきたいと思っていますので、一層また御意見もいただきながら、アドバイスもいただいて、また御支援いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 2問目の水道料金、下水道料金についてお伺いします。

4日に行われました行政報告によりますと、平成24年度の公共下水道特別会計の決算見込みは、歳入総額4億9,764万9000円に対し、歳出総額4億9,197万5,000円で、歳入歳出差引額は567万4,000円、水道事業会計の決算見込みは、収益的収支及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億4,025万4,000円、支出につきましては、1億3,862万7,000円で、当年度純利益は162万7,000円となっています。

人口減などにより取り巻く環境は厳しいことと思いますが、水道、下水道は生活にかかわる欠かすことのできないことから、現状をどのように受けとめているか、また、料金に対する今後の見通しについてお伺いをします。

2点目ですが、業務用の水道料金は、基本水量15立方メートルで、基本料金が4,088円となっています。下水道料金1,247円を加えますと、最低でも5,353円となります。しかし、規模の小さい業者では月の使用料が1から2立方メートルというところがあり、料金が割高になっているという声があります。業者といたしましても、その規模、水道の使用の必要性などの違いもあります。そこで、家事用のように基本水量を例えば8立方メートルとするなど、少量しか使用しない業者の水道料金を段階的に考慮すべきではないかと思いますが、考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の2問目水道料金、下水道料金についての答弁をさせていただきます。

まず、水道料金、下水道料金につきましては、4年ごとに見直しを行っていくこととしておりますけれども、前は平成24年度に見直しをさせていただきましたけれども、これは簡易水道の部分だけの見直しをさせていただいて、簡易水道と上水の差があるということで、以前の20年ですか、この審議会の中で3回の改正の中で、この簡易水道と上水道の料金を一本化させると、こういうことの決定をいただきましたので、前は上下水道の料金改定はしないで、そのまま据え置きとして簡易水道の部分だけを改正させていただいたというのが平成24年でありました。

1点目の平成24年度の決算見込みでありますけれども、公共下水道特別会計では、これは事業費、歳入が4億9,764万9,000円、歳出ですが、4億9,197万5,000円で、歳入歳出の差額が御質問のとおり567万4,000円の黒字決算ということでありますが、歳入では一般会計から、これからがこの企業会計のからくりでありまして、見かけは567万4,000円の黒字ということでありますが、中身について申し上げます。

歳入では、一般会計からの繰入金、これが2億3,425万8,000円がありまして、そのうち公営企業法で定められている繰り出し基準、これはこれだけは入れていいですよ、言ってみれば法定の繰出金があるのですが、これが1億4,639万3,000円ありますから、2億3,400万円入れて1億4,600万円ですから、残りの8,786万5,000円、これが赤字と実はなっているわけですし、この赤字をどうするのだということですから、これ埋めようがありませんので、一般会計から補填をしているということでもあります。歳入歳出から引いた今の8,219万1,000円、これが実質の赤字決算となっているのが今の下水道の決算の状況であります。

次に、水道事業でありますけれども、水道事業は、収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億4,025万4,000円、支出は1億3,862万7,000円で、純利益が162万7,000円というふうに見込んでいます。

これも一般会計の補助が1,345万1,000円、全額繰り出し基準外、要するに法定外でありますから、一般会計からの単純に持ち出しているのが1,345万1,000円ですから、純利益と先ほど言いました分から差し引くと、1,182万4,000円、これが実質の赤字の決算という、このような状況が下水道と、それから水道事業を入れて約1億円が一般会計から補填をしているという現状であります。

こういう現状の中で、独立採算が公営企業原則と考えると非常に厳しいところが、とくに事業としては成り立っていないというのが今の私どもの現状であります。

また、24年度の公共下水道の使用料は7,031万3,000円、21年度と比較しますと、243万1,000円の減額でありまして、上水道の使用料は1億3,17

8万7,000円で、21年度とこれも比較しますと、681万3,000円の減額となっております。これは給水人口の減少などの、また世帯構成が少子高齢化で、例えば洗濯が少なくなるとか、子供さんが多いとどうしても部活だとか、遊びで着がえも多いですとかというのですが、家族数が少なくなると、洗濯も少なくなる、お風呂の水も少なくなると、要するに使用量全体が下がってくる。それとやっぱり人口の減もありますから、ということで、水道使用量、下水道の使用量含めて、その使用料金が減額になっているということでは、現実であります。

さらに、水道、下水道ともそのような状況でありながら、計画的に機器施設等の更新は行っていかなければなりませんので、これは多い少ない抜きにしても、引き続き更新をしながら、維持経費についてはなるべくふやさないで同額ということで、推移をさせていくというのが今の厳しい選択の状況であります。

以上のことから、経営状況としては、大変厳しい状況にあるということで、申し上げたいと思います。

次回の料金の見直しにつきましては、平成28年度が次回の見直しになっておりますけれども、ただ、国の方針では26年、来年度に消費税の増額が導入されますと、28年までとても待てないということでもありますので、3パーセント消費税が導入されるとなると、これは勢い、それでなくても両方合わせて1億円赤字ですから、さらにそれに3パーセントになると、これは到底負担できないことになりますので、万が一このようなことになると、さらに早急な検討が必要になってくるだろうというふうに考えています。

2点目でありますけれども、水道料金はこの業務用というのは、なぜ設けられたかということに尽きるのですが、水道料金は基本水量を設定しなければなりませんし、これは使用水量に関係なくかかる経費、配水管や浄水場の機器の整備、メーター交換、メーター検針等が必要なために設けさせていただいている制度でもあります。

また、用途区分の家事用については、生活にまさに密着しておりますので、なるべく単価を安くしたいという基本的な考え方によって、家事用1、家事用2の所得区分を二つに分けて設定をさせていただいています。

また、業務用につきましては商業用、要するに商売として使用する部分でありますので、家事用とは別に区分を設定してきたという、そういう当初からの決定的な違いがあるということでもあります。

業務用の基本料金は15立方メートルということに定めさせていただいて、基本料金が、4,088円となっておりますが、使用件数は約300件でありまして、基本料までの使用水量は約59パーセントの分が178件、また8立方メートル以下というのも42パーセント、124件となっておりますけれども、これを基本料に段階を設けることについては、実質今よりさらに減収となるということになるということでありまして、減収分をどこで補うかということに相なるわけでありまして、基本料に

段階を設けるとなると、さらにまた他の区分の料金にも影響が出てくるということが当然として起こるわけでありまして、現時点では、これは御提案にあった分については非常に難しい問題であるなというふうに考えておりますので、これらのあり方も含めては現状まだどのような方法ということも、私どもも考えあぐねるところがありますが、もう少しこれは時間を要しながら、それぞれ使用料等の審議会など含めて検討、協議をしていかなければならない問題ではないのかというふうに考えておりますので、以上申し上げて、答弁とさせていただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 2点目の問題ですが、今、言われているように、これ以上に下げると、さらに水道料金の歳入にということですが、今言われた家庭用1、2というのは、1,777円、1,184円ですね、それぞれ1、2というのがそうなのですが、そういう意味では業務用というのは、もちろん営業というか利益云々ということもありますけれども、ただ、私はこのたまたまこういった該当する業者がいたのでお聞きをしてみると、2月はゼロ、3月ゼロ、4月1、5月2ということで、年間でも夏になれば2とか3とかぐらいにしかならないという、非常にそういう意味では少量しか使わない状況にあるということでございます。このような該当については、何件かあるというふうな話も聞いていますが、そういう意味でいきますと、その回数がそんなに多いものではないと思うので、その辺のその基本料水量をどこにするかということもありますけれども、今言いましたように、家事用の料金からいくと、業務用のこの料金が1立方メートルでも4,088円、何かそこにはやはりちょっと公平性という意味で疑義を感じます。こういった少量しか使わないというのは非常に小規模な業者でございますから、その営業と利益といっても、そんなに多いものではないわけですし、やはりその辺のところは、何とか段階的なことで具体的には別にしても、できないものだろうか。そういういつも言っていますように、使用料とかは公平にというお話ですが、それぞれの立場を踏まえた上でも、私としてはその公平ということにはちょっとならないのではないかなというふうな考えを持っているわけですが、その点について、どのように考えているかお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 業務用、私も業務用は15立方メートルですからね、職種によっては1立方メートル、2立方メートル、ゼロというのはちょっとこれ困るのですけれども、そういう現状というのは当然あると思って、これも何回か予算審議含めて担当と協議をするわけなのですけれども、家事用は先ほど申し上げましたように、なるべく毎日の暮らしですから当然それはなくてはならない水の料金体系というのは、極力過重にならないようにということの、いろいろな施策あります。業務用というのは、本当にこれどうなのかというと、15立方メートルだから多いとか少ないとかではないのですよということなのです。業務用となるとこの範囲まで逆に言うと使えま

すよと、基本料金で。ですから、その範囲の中で本当にいろいろな企業努力してくださいと、こういうことです。水を使うところと余り使わないところとありますから、そうですけれども、でも、これ1立方メートル、2立方メートルで、15立方メートルを見ないでくださいと。業務用の基本料金というのは4,088円なのです。ですから、そのことを考えたときに、町長もおのずから答弁の仕方がありますよなって、こう言われるものだから、言われてみればそうだけれども、でも実質それはなかなか苦しい答弁だよなというふうに自分で思っているのですけれども、でも、それをまた細分化すると、例えばなると、これはこの分はしたらどうするのですかと、独立採算ですから、したらこれもだれが負担してくれるのですか、どこに基本的な料金は、これ使う使わなくてもかかるお金ですから、4,088円というのは。それを使わないという方の視点からいくと、こうなってしまうので、そこはぜひ理解してもらって、しかるべきいつも水道、使用料審議会なんかでも、きちんとした方向性を常に共有して持っていなければだめだなということなのですよね。

ですから、ぜひもちろん現実的にはその15立方メートルも使わないから、本当になかなか公平性も保てないし大変だねという、もちろんいることは事実ではないかなというふうに思うのですけれども、基本的な部分については、15立方メートル使うとか使わないとかでなくて、業務用としてのこの上水を維持していくのには、基本料金としてこういうものが必要なのですよと。例えば、余分な話なのですけれども、ガスメーターをつけて、LPガスを使うとすると、それは例えば何立方使おうが、基本料金というのは絶対ゼロでも基本料金はかかるのですね。それと同じでないかなという設定をずっとしているということでもありますので、ぜひそこら辺も御理解いただきながら、電気の容量なんかも同じでありますから、そういういろいろな各種使用料などは、基本料金というのがある、そこをベースにしてその事業が計算して成り立つという部分が非常にウエイトが高いということでもありますので、ぜひ御理解いただきたいなと思いますし、担当のほうはどうしても数字を言いたいということでもありますから、ちょっと担当のほうの意見も聞かせていただきます。

議長（方川一郎君） 横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 私のほうから、使用水量の区別の件数を申し上げたいと思います。ただし、この件数につきましては、年度途中でいろいろな変化がございますので、使った月数を12で割って、それで平均件数としてございますので、その辺そういうふうにとらえてください。

ゼロから3立方メートル、これが78件、それから4から6が27件、7から9が27件、13から15が15件、それ以上が121件でございます。

それと細かい分けしてございませんが、8立方メートル以下の部分で使用されている部分については、結構公共施設等がございます、50カ所程度ございます。小さい公園トイレとか、集会所とか、そういう部分がございます。それと飲食店、そういう部

分が主でございます。それから、一般事業所、会社やなんか事務所ですね、そういう部分も8立方メートル以下、職員の皆さんのトイレとお茶程度の話なのかと、そういう部分でございます。

それから、基本料金で8から15立方メートルでは、飲食店、それから理容業、それから大きな事務所、そういう部分が主となってございます。基本料以上になりますと、大型飲食店だとか、自動車修理業、食品業、大きなスーパーです、それだとか学校、病院、ここも老人施設、公共施設多いのですけれども、そういう部分が主なところでございます。

それから、決して周りを見ているわけではございませんけれども、たまたまうちの基本水量につきましては、15立方メートルにつきましては、近隣町村おおよそ平均的になってございます。決して真似するということではなくて、やっぱり量的なもの、そういうものを参考にさせていただくときに、料金改定のそういうものを参考にさせていただきますので、そういう意味では大体が平均いつているのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） その使用量に見合っただけ料金云々ではないわけですし、問題は基本水量で基本料金をどこに定めるかということだったのです。言われているように設備費とか、いろいろなのがかかるわけですから、そういう意味ではその点は理解をしますが、ただ、しつこいようですけれども、他の基本水量と基本料金という経過から見ると、どうも公平でないというか、もう少し安くてもいいのではないかというふうな基本料金を安くいってもいいのではないかというのは、思いがあるわけです。

ですから、先ほど言いましたように、この下水道料金も加わるわけですから、五千何ぼになるのです。そういう意味では、例えば1立方メートルで五千何ぼ、2立方メートルで五千何ぼというのは、そう安い額ではないというふうな、そういう受けとめ方をしていますので、その辺については、今の状況の中でなかなか難しいということでもありますけれども、今後の水道料金のあり方として、検討をしていく考えはないかどうか、その辺についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

今、課長のほうからもいろいろ説明をさせていただきましたけれども、基本的に営業用の水道料と家庭用の水道料の公平感がどうなのかという御質問ございましたけれども、基本的には私どもは生活で使う家庭用については、料金はなるべく抑えようと、家事1と家事2、家事2は障害者の方とか、母子家庭とか、均等割以下の所得の方ということで設定をしています。営業用は、そういう営業の成績とか、利益とか赤

字とか、そういうことで判断をできませんから、そこはかかる費用を含めて15立方メートルで基本を設定をさせていただいている。

十勝管内を見ますと、一番多いのは20立方メートルでやっているのが一番多いのですが、私ども15でやらせていただいている状況でございます。ただ、そうは言っても全く使ってないような状況、一番多いのは、私も役場が管理している施設が一番多いと考えております。役場は水道課にお金を払っているのですが、施設によってはほとんど使っていないのですね、ほんの少ししか。ただ、町が水道課のほうに企業会計ですから一般会計で支払いをさせていただいております。

民の部分もゼロに近いようなところが、それなりの件数があるとすると、この扱いは今のままでいいかどうかという問題提起が一つ出てくるのかなとは考えております。水道については基本的には水道審議会を考え方を整理をしていただきながら進めてきたという経過がありますから、そういう中で、こういう問題提起がありましたということは議論をしていただこうと考えております。

以上です。

9番（高橋利勝君） 終わります。

#### 散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時45分）



## 平成25年本別町議会第2回定例会会議録(第3号)

平成25年6月12日(水曜日) 午前10時00分開議

### 議事日程

- 日程第 1 議案第 45号 平成25年度本別町一般会計補正予算(第3回)について
- 日程第 2 議案第 46号 平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 3 議案第 47号 平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 4 議案第 48号 平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 5 議案第 49号 平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 6 議案第 50号 平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第 7 議案第 51号 平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)について
- 日程第 8 議案第 52号 本別町役場出張所設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 53号 本別町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 54号 辺地総合整備計画について
- 日程第11 議案第 55号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第 56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第13 議案第 57号 平成24年度栄町団地公営住宅建替工事(13号棟)請負契約について
- 日程第14 議案第 58号 本平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事(B棟17)請負契約について
- 日程第15 議案第 59号 財産の取得について
- 日程第16 議案第 60号 本別町学校給食共同調理場改築工事請負契約について
- 日程第17 議案第 61号 公共施設破損による一般車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて
- 日程第18 議案第 62号 平成25年度本別町一般会計補正予算(第4回)について
- 日程第19 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求

める件

- 日程第 2 0 意見書案第 4 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 日程第 2 1 意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 2 意見書案第 6 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第 2 3 意見書案第 7 号 憲法第 9 6 条の改正に反対する意見書
- 日程第 2 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会)
- 日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第 2 6 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度本別町一般会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 2 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 3 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 4 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 5 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 6 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 7 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 1 回)について
- 日程第 8 議案第 5 2 号 本別町役場出張所設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 3 号 本別町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 辺地総合整備計画について
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 4 年度栄町団地公営住宅建替工事(1 3 号棟)請負契約について

- 日程第 1 4 議案第 5 8 号 本平成 2 5 年度向陽町団地公営住宅改善工事（B 棟  
1 7）請負契約について
- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 財産の取得について
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 本別町学校給食共同調理場改築工事請負契約につ  
いて
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 公共施設破損による一般車両損傷事故に起因する和  
解及び損害賠償額を定めることについて
- 日程第 1 8 議案第 6 2 号 平成 2 5 年度本別町一般会計補正予算（第 4 回）につ  
いて
- 日程第 1 9 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求  
める件
- 日程第 2 0 意見書案第 4 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 日程第 2 1 意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 2 意見書案第 6 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地  
域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求め  
る意見書
- 日程第 2 3 意見書案第 7 号 憲法第 9 6 条の改正に反対する意見書
- 日程第 2 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会）
- 日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
（閉会中の継続調査申出書）
- 日程第 2 6 議員派遣の件

出席議員（12名）

議長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	林 武 君
	1 番	大 住 啓 一 君		2 番	山 西 二三夫 君
	3 番	戸 田 徹 君		4 番	黒 山 久 男 君
	5 番	小笠原 良 美 君		6 番	山 田 鶴 雄 君
	7 番	方 川 英 一 君		8 番	笠 原 求 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		1 0 番	阿 保 静 夫 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	黒 田 匡 君	総 務 課 長	大和田 収 君

農 林 課 長 工 藤 朗 君  
住 民 課 長 千 葉 輝 男 君  
企 画 振 興 課 長 川 本 秀 二 君  
国 保 病 院 事 務 長 毛 利 俊 夫 君  
総 務 課 長 補 佐 大 橋 堅 次 君  
教 育 長 中 野 博 文 君  
社 会 教 育 課 長 安 藤 修 一 君  
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋 君

保 健 福 祉 課 長 吉 井 勝 彦 君  
建 設 水 道 課 長 横 田 仁 志 君  
老 人 ホ ー ム 所 長 井 上 松 子 君  
建 設 水 道 課 長 補 佐 能 祖 豊 君  
教 育 委 員 長 水 谷 令 子 君  
教 育 次 長 竹 田 稔 君  
農 委 事 務 局 長 山 本 光 明 君  
選 管 事 務 局 長 大 和 田 収 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷲 巢 正 樹 君  
総 務 担 当 主 任 塚 谷 直 人 君

総 務 担 当 主 査 松 本 恵 君

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 45 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 議案第 45 号平成 25 年度本別町一般会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 45 号平成 25 年度本別町一般会計補正予算（第 3 回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴います人件費の調整、農産物ブランドづくり推進事業、消費者行政活性化事業、経営体育成支援事業、また今回、北海道から市町村に対し平成 25 年度の公共工事設計労務費単価の改定通知がありまして、このことによります労務単価費及び資材単価費の増によります農業体質強化基盤整備促進事業、公営住宅整備事業の追加が主なものであります。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,674 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71 億 760 万 7,000 円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

7 ページ、8 ページをお開きください。

歳出ですが、各科目にわたります 2 節給料 3 節職員手当等 4 節共済費の人件費につきましては人事異動によるもので、17 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 9 目コミュニティセンター費 1 8 節備品購入費 48 万 4,000 円の補正は、本別コミセンの放送器具を更新するものです。

次の 9 ページ、10 ページ。

3 款民生費 2 項老人福祉費 3 目介護保険費 2 8 節繰出金中、介護保険事業特別会計繰出金地域支援事業費 146 万 7,000 円の増額及び下段の介護サービス事業特別会計繰出金、居宅介護支援事業 121 万 9,000 円の減額は、人事異動によるものであります。

その下、3 項児童福祉費 3 目常設保育所費 7 節賃金 105 万 8,000 円の増額は、乳児増加によりますパート保育士を増員するものであります。

次の18節備品購入費10万円の増額は、中央保育所の給食配膳車の老朽化により更新するものであります。

次の11ページ、12ページ。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金、経営体育成支援事業助成金173万2,000円の補正は、道の経営体育成支援事業を活用し、家畜ふん尿散布機の導入を支援するものです。

次の15節工事請負費800万円の補正は、平成24年度繰越明許費農業体質強化基盤整備促進事業暗渠工事の実施に当たり、平成25年度労務単価費及び資材単価の増によるものであります。

なお、財源は、全額受益者分担金となっております。

その下、7款1項商工費2目商工業振興費8節報償費88万8,000円、9節旅費67万7,000円、11節消耗品費35万円の補正は、農産物ブランドづくり推進事業として、農産物ものづくり館を拠点とした特産品開発、ブランド開発を通じて、地域づくり、人づくりを行うものであります。

その下、修繕料245万7,000円の補正は、商工活性化センターの雨漏りを防ぐための屋上の修繕を行うものであります。

12節役務費通信運搬費51万7,000円の補正は、農産物ブランドづくり事業として20万2,000円、白樺、柳などの木材の有効な利活用について研究を行うため、公共施設周辺の支障木となっているものを伐採し、研究加工施設への運搬料として31万5,000円。

その下、手数料廃棄物処理23万1,000円の補正は、メガソーラー予定地造成に伴う支障木処理によるものであります。

13節委託料32万5,000円の補正は、支障木伐採委託料として、地域ブランド調査70万円は、農産物ブランドづくり推進事業経費であります。

14節使用料及び賃借料75万円の補正は、農産物ブランドづくり事業として65万円、白糠町における物産店参加経費として10万円であります。

次の6目消費者対策費58万5,000円の補正は、道の消費者行政活性化事業を活用し、消費者被害防止啓発のため啓発グッズを購入するものであります。

次の13ページ、14ページ。

中段にあります8款土木費5項住宅費2目公営住宅建設費15節工事請負費430万円の補正は、当初予算で計上しておりました向陽町団地改善事業ですが、労務単価の増により、施工予定の建物周りの縁石、暗渠及び階段の布設替えなど外構工事が執行できなくなったため、追加によるものであります。

次の9款1項消防費1目消防事務処理費19節負担金補助及び交付金、池北三町行政事務組合負担金、本別分88万7,000円の増額は、消防団員3名分の退職報償金であります。

次の10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費1節報酬1万8,000円及び下段の2項小学校費1目学校管理費9節旅費3万2,000円の補正は、フッ化物洗口事業実施によるものであります。

11節需用費73万9,000円の増額は、仙美里小学校体育館ステージ暗幕開閉装置が故障したため修繕するものであります。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金800万円の増額は、歳出で説明いたしました農業体質強化基盤整備促進事業に伴う分担金であります。

14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金3節住宅費補助金788万2,000円の増額は、社会資本整備総合交付金の配分が増額になったことによるものであります。このことによりまして、一番下段の21款1項町債3目土木債3節住宅債790万円の減額となっております。

戻りまして15款道支出金2項道補助金5目農林水産業費道補助金1節農業費補助金、農地・水保全管理支払事業28万4,000円の増額は、予算確定によるものであります。

次の経営体育成支援事業補助金173万2,000円の補正は、歳出で説明いたしました家畜ふん尿散布機導入を図るための補助金であります。

次の8目商工費道補助金1節商工費補助金201万2,000円の補正は、歳出で説明いたしました消費者行政活性化事業及び農産物ブランドづくり推進事業に対する補助金で、要望していましたが採択見通しが立ったことによるものです。

歳入を終わらせていただきまして、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正は、1、変更。事項、戸籍電算システム導入事業、限度額5,282万8,000円を5,205万円に変更するもので、期間の変更はございません。

第3表、地方債補正であります1、変更。これは、社会資本整備総合交付金の増加に伴う限度額を変更する内容であります。

起債の目的。公営住宅建設事業、補正前限度額3,940万円を補正後限度額3,150万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上、平成25年度本別町一般会計補正予算(第3回)の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為及び地方債補正一括とします。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 歳出の12ページですが、11節の需用費と12節の役務費で説明されていたと思うのですが、メガソーラー建設予定地の支障木の除去ということで、それぞれ予算されています。ちょっと関連があるのでという意味で伺いたいのです

が、最近のニュースでは、メガソーラーの北電の買い入れの関係が取りざたされているのですが、本町の部分は予定どおり進んでいるという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

本町のメガソーラーの予定でございますけども、3事業者によって今年度予定をしているところでございまして、太陽の丘に2カ所、それと勇足に1カ所ということで、それぞれ5月、6月ということで予定をしていますし、太陽の丘の北電さんの計画している部分は8月ということでございますけども、若干、聞くところによりますと、全国的に工事が一斉に始まったということで、資材の供給が多少間に合わなくて、やりくりをしていて、若干、着工は遅れている部分はございますけども、予定どおり本町については実施することになってございます。以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 工事の予定どおりいくという説明をいただいているわけですが、伺ったのは、もちろんそういうことも含めてなのですが、北電のほうが40万キロワットでしたかを限度に買い入れすることができない趣旨のニュースが最近流れていて、きのうもでしたでしょうか、帯広の関係だったと思うのですけども北電に、約束が違うのではないかみたいな話が出ていたものですから、本町の場合は土地を提供するという意味では大きな影響というのは、もし流れているようなこと、事実、ニュースが影響するようなことがあっても、それほど大きなことにはならないと思っていますけども、いずれにしても太陽の丘を始めとしてメガソーラーをつくるということは、太陽の丘というネーミングを含めて非常に私はいいと思っているのですけども、その辺の影響というのは今のところはないということでよろしいでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

本町の3件の事業者の関係につきましては、予定どおり北電と協議済みでスタートしているものでございます。それ以外にもかなり要望がありますけども、それは本町の場合でいけば変電所内の部分で可能な部分の3カ所ということでございます。本町は、それ以上は、現在のところはちょっと難しいという状況があるようです。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 同じく11、12ページで、地域ブランドPR推進ということで、ブランド関係がそれぞれ予算措置されていますけども、以前に聞いたのかもしれませんが、この農産物ブランドづくりということで説明がありましたけども、この対象農産物というのは、どのように考えているのかということと、13節委託料でブランド調査というのは、その委託先はどこなのかについて、お伺いします。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。



本事業につきましては、平成23年度から取り組みを進めている事業で、本年3年目ということで最終年の年になります。

本町は、地元の農産物の付加価値を高めるためということで、スタートは豆でしたけども、小麦だとか野菜だとか、いろいろな部分含めてこの間、検討を進めているところでございます。

また、物づくりと合わせて担い手の育成も含めた事業の展開ということで、この間、取り進めてきておりまして、本年度も同じような取り組みということになるかと思っております。

委託料の関係につきましては、この間お世話になっておりますコンサルにお願いをすることで考えてございますけども、研修会、それから最後のまとめや物産展、展示会等々の事業を計画をしてございますから、この部分について、例えば研修会であれば講師の派遣の要請、それから研修会の進行含めて、また、総体の事業の取りまとめ、成果の部分含めた、そういう調査、また、マーケティング調査などもやる予定でございますので、そういうものを一括この事業の中で取り組んでいただくことにしてございます。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今の答弁ですと、23年度からということで、従来、続けてきた内容ということですが、ただ、ちょっとお聞きしたいのは、補正予算なわけですよね。普通、補正予算ということになると当初予算があるわけですから、さらに追加されたものというのは新たなものという、ちょっと受け止め方をするのですが、この道の補助でやるわけですけど、その辺の仕組みがちょっとよくわからないので、その辺は、どういうふうになっているのでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

本事業につきましては、北海道の事業を活用して進めるわけでございますけども、事業の内示等が例年この時期にいつもなっております、当初予算では確定できていないので、当初予算、3月時点では上げられないということで、例年この時期、6月ないし9月の中で事業の決定内示を見て、それで補正予算で上げて対応しているというところでございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

1番（大住啓一君） 同じく12ページの農産物ブランド関係で説明がありまして、旅費の関係ですが、今回、説明を聞きますと、この時期でない間に合わなかったということでの事業に対する旅費かと思いますが、内訳をお知らせいただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

今回、旅費の関係につきましては、本事業にかかわるマーケティング調査、商談会ということで、札幌で開催されるオータムフェスタ、それと東京で開催される展示会、スーパーマーケット・トレードショー、日本で最大級の展示会でございます。この参加と、そのほかに全国町村会で主催をする、町イチ、村イチ2014ということで、これは物産展、東京で、全国の市町村が集まって物産展を開催すると。そこにかかわる職員を派遣する旅費でございます。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

1番（大住啓一君） 概略はわかりましたが、予算ですから、予算を計上するときに積算過程があると思いますが、東京と札幌ということでございますので、何回とか何泊とか、それをお知らせいただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

まず、札幌は3泊4日で2人、1回。それからスーパーマーケット・トレードショーにつきましては4泊5日で2人、1回。それから全国町村の物産展でございますけども、これにつきましては4泊5日で2人が1回ということでございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第45号平成25年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号平成25年度本別町一般会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第46号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第46号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第46号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の臨時会で御説明いたしました制度改正による特定世帯に係る世帯平等割額軽減措置の延長に伴う電算処理システム修正に係るものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,713万9,000円とする内容でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料94万1,000円の増額は、先ほど申し上げました特定世帯に係る世帯平等割額軽減措置の延長に伴う電算処理システム修正に係るものでございます。

戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金1節財政調整交付金94万1,000円の増額は、システム修正に係る費用について国から財政調整交付金として手当されるものです。

以上、議案46号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案46号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案46号平成25年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第47号

議長(方川一郎君) 日程第3 議案第47号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第47号平成25年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、広域連合から高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が交付されたことによる増額補正と、還付金の増額補正となっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,504万4,000円とする内容でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費6万6,000円の増額は、広域連合からの臨時特例交付金6万6,000円が交付されることにより、後期高齢者医療制度啓蒙用記事を町広報に掲載する費用として印刷製本費に4万8,000円、消耗品に1万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金23節償還金利子及び割引料9万円の増額は、被保険者の死亡による還付金の件数が例年より多く発生したためのものでございます。

戻りまして3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入。

2款広域連合支出金1項広域連合交付金1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、1節高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金6万6,000円の増額は、広域連合から制度周知のための費用として交付されるものでございます。

5款諸収入2項雑入1目雑入1節雑入9万円の増額は、歳出で申し上げた還付金の増

額に対しまして広域連合から手当てされるものでございます。

以上、議案４７号平成２５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）の提案説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第４７号平成２５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号平成２５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第４ 議案第４８号

議長（方川一郎君） 日程第４ 議案第４８号平成２５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉井保健福祉課長。

保健福祉課長（吉井勝彦君） 議案第４８号平成２５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整による補正であります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４６万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億１，３３８万３，０００円とするものであります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

歳出ですが3款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費146万7,000円の増額は、職員の人事異動に伴う人件費の補正であります。

なお、7ページ以降の給与費明細書の説明につきましては、省略させていただきます。ページを戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、歳出に伴い増額したものであります。

以上、平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第48号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号平成25年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第49号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第49号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上老人ホーム所長。

老人ホーム所長(井上松子君) 議案第49号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整による補正であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,134万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

2、歳出。

1款介護サービス事業費2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費121万9,000円の減額は、職員の人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

なお、5ページ以降の給与費明細書の説明につきましては、省略させていただきます。

歳入ですが、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました予算に伴う補正であります。

以上、平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第49号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号平成25年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第50号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 議案第50号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,288万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,346万9,000円とするものであります。

事項別明細書により、歳出から説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費2目維持修繕費15節工事請負費中、勇足簡易水道橋梁防護柵補修工事に伴う添架管布設替工事1,200万円の増額は、別冊の予算説明資料2ページをお願いいたします。

国道242号に設置されている北海道糖業前の秋葉橋、橋長29メートルと池田町堺の静江橋、橋長33メートルが国で補修工事を実施することになり、橋に添架されている水道管を移設替えするものです。

予算書の7ページにお戻りください。

美里別簡易水道町道東中西中間道路改良工事に伴う水道管移設工事88万2,000円の増額は、労務単価の増によるものです。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款分担金及び負担金、4款繰入金、7款町債の増額補正は、歳出で説明させていただきました移設工事費の増によるものです。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、簡易水道事業の限度額7,090万円を7,260万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還方法については変更ありません。

以上、議案第50号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出及び地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第50号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号平成25年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第51号

議長(方川一郎君) 日程第7 議案第51号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利病院事務長。

国保病院事務長(毛利俊夫君) 議案第51号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、行政報告でも申し上げましたが、常勤医師着任に伴う経費の増額調整を行うものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款病院事業費用第1項医業費用を78万5,000円増額し、費用の合計を13億7,754万1,000円とするものであります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。収益的支出。

1款病院事業費用1項医業費用3目経費3節旅費交通費26万円の増額は、医師着任に伴い職員の旅費に関する条例の規定に基づく移転旅費を計上するもの、18節雑費52万5,000円の増額は、今回の着任に関し、紹介、斡旋を受けた全国自治体病院協議会に対し、規定に基づき採用が成立した場合に生じる紹介手数料を計上するものでございます。

以上、平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

質疑は、収益的支出とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第51号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号平成25年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第52号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第52号本別町役場出張所設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第52号本別町役場出張所設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

戸籍謄本、抄本等は、今まで紙による交付をしておりましたが、戸籍事務の電算化が本年7月29日に稼働することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町役場出張所設置条例の一部を改正する条例。

本別町役場出張所設置条例(昭和47年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「抄本」の次に「又は磁気ディスクをもって調製された戸籍等に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を加える。

附則。

この条例は、平成25年7月29日から施行する。

以上、議案第52号本別町役場出張所設置条例の一部改正についての提案説明とさせ

ていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第52号本別町役場出張所設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号本別町役場出張所設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第53号

議長（方川一郎君） 日程第9 議案第53号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第53号本別町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほども御説明申し上げましたが、戸籍事務の電算化が、本年7月29日に稼働することに伴い、本条例を改正する必要が生じたので提案するものであります。

なお、手数料の改正はございません。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

本別町手数料徴収条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表（1）の項、種類の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「抄本」の次に「又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスク（以下この表において「磁気ディスク」という。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を加え、同表（3）の項、種類の欄中「又は」を「若しく

は」に改め、「抄本」の次に「又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を加える。

附則。

この条例は、平成25年7月29日から施行する。

以上、議案第53号本別町手数料徴収条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第53号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号本別町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第54号

議長（方川一郎君） 日程第10 議案第54号辺地総合整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第54号辺地総合整備計画について、提案理由の説明をいたします。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に基づき、あらかじめ知事と協議の上、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することになっております。

本案の本別町西仙美里辺地は、平成24年度で計画期間が終了したことから、今期、平成25年度から平成29年度までの5カ年計画を新たに策定し、道と協議中のところ5月23日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案第54号の次ページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。

本別町西仙美里边地。

1の辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。除雪機械、除雪ダンプ更新事業として、現在、西仙美里地区の除雪作業を行い、地域住民の安全走行に寄与している除雪ダンプ、10トン、平成14年に購入し耐用年数が経過しており、老朽化から車両の傷みもある状況であります。このことから維持経費の軽減、除雪作業の安全運行、継続性の確保を図るため、車両の更新を計画したものです。

次に、3の公共的施設の整備計画であります。除雪機械、除雪ダンプ更新事業の更新を図るもので、事業主体は本別町、事業費は4,300万円、辺地対策事業債事業費の予定額は2,400万円とする内容でございます。

以上、議案第54号辺地総合整備計画の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第54号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第55号

議長（方川一郎君） 日程第11 議案第55号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第55号北海道市町村総合事務組合規約の変更につい

て提案理由の説明を申し上げます。

空知総合振興局管内の深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の1市4町で構成する一部事務組合の北空知圏学校給食組合が加盟するのに伴い、一部事務組合であります北海道市町村総合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものでございます。

なお、北空知圏学校給食組合は、平成27年4月1日許容開始。対象児童生徒数2,200人を予定しております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。  
附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第55号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第55号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案の

とおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 5 6 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 2 議案第 5 6 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 5 6 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

この規約変更につきましても、先ほど議決をいただきましたが、空知総合振興局管内の深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の 1 市 4 町で構成する一部事務組合の北空知圏学校給食組合が加盟するのに伴うものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 4 3 年 5 月 1 日地方第 7 2 2 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第 5 6 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 5 6 号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第13 議案第57号

議長(方川一郎君) 日程第13 議案第57号平成24年度栄町団地公営住宅建替工事(13号棟)請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第57号平成24年度栄町団地公営住宅建替工事(13号棟)請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この事業は、国の平成24年度繰越予算による緊急雇用創出推進事業であります。

平成24年度栄町団地公営住宅建替工事(13号棟)請負契約の締結にあたりまして、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、栄町団地公営住宅建替に伴う13号棟建設工事で、工事内容は、木造平屋1棟4戸建て、延べ床面積319.83平方メートルの建物と周りの緑化250平方メートル及び4台分の駐車場を施工するものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は、平成25年5月7日に開催し、指名業者は、中前建設株式会社、株式会社塚林建設、株式会社鹿島組、株式会社楠茂建設、株式会社山本建設、株式会社稲田建設、株式会社野田組の7者を選考いたしました。

平成25年5月20日に指名通知を行い、平成25年6月3日に入札を執行しております。

契約金額は5,827万5,000円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、中川郡本別町北8丁目1番地2、株式会社塚林建設、代表取締役、塚林数範でございます。

仮契約は、平成25年6月4日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成25年10月21日でございます。



以上、議案第57号平成24年度栄町団地公営住宅建替工事（13号棟）請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第57号平成24年度栄町団地公営住宅建替工事（13号棟）請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号平成24年度栄町団地公営住宅建替工事（13号棟）請負契約については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第58号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第58号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟-17）請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第58号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟-17）請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟-17）請負契約の締結にあたりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、先ほども御説明いたしました。が議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、向陽町団地公営住宅改善事業に伴うB棟-17の改修工事で、工事内容は、木造平屋1棟5戸建て、延べ床面積293.08平方メートルの建物を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は、平成25年5月7日に開催し、指名業者は、中前建設株式会社、株式会社塚林建設、株式会社鹿島組、株式会社野田組、株式会社山本建設、株式会社楠茂建設、株式会社山中の7者を選

考いたしました。

平成25年5月20日に指名通知を行い、平成25年6月3日に入札を執行しております。

契約金額は6,205万5,000円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、中川郡本別町南2丁目7番地16、株式会社鹿島組、代表取締役、鹿島豊隆でございます。

仮契約は、平成25年6月4日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成25年11月13日でございます。

以上、議案第58号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事（B棟-17）請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

方川英一君。

7番（方川英一君） 栄町の建替工事より、この改善工事が400万円近く高いという事は、どういうことなのか御説明をいただきたいと思います。改善工事が6,200万円と建替工事が5,800万円だから約400万円前後改善工事が高いのだけど、それはどういうことなのか。建て替えのほうがお金がかかると思うのだけど、どういうことなのか。

議長（方川一郎君） これは、建物の中身が全く違うものなのですけども、もう一度質問の内容をもう少し細かく言ってください。

7番（方川英一君） 質問の内容は、栄町は建設だから、これは新しく建てるということだと思っております。向陽町は、改善工事ということで平米数もこっちのほうが小さいような気がしたのですが、お金が400万円以上高いということは、どういうことなのかと、それをお聞きしたいということなのですが、わかりませんか。新築のほうが安いということ。

議長（方川一郎君） 答弁、横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 栄町団地につきましては、1棟4戸でございます。向陽町団地については、1棟5戸。そしてそういう中で、トイレ、風呂、そういう設備関係が1戸分、当然余分にかかってくる、そういう状況と、栄町団地の場合は、取り壊しは別途でみておりますが、向陽町団地の場合は改善なので取り壊し分もこの工事の中に入っております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第58号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事(B棟-17)請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号平成25年度向陽町団地公営住宅改善工事(B棟-17)請負契約については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第59号

議長(方川一郎君) 日程第15 議案第59号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

横田建設水道課長。

建設水道課長(横田仁志君) 議案第59号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財産の取得に際しましては、予定価格が3,000万円以上の動産の買い入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

財産の取得目的は、路面清掃作業及びマンホール汚泥、吸泥作業の作業効率の向上を図り、町道の機能維持、良好な道路環境を保つことを目的に、老朽化、平成元年取得した路面清掃車を更新するもので、財産の内容は、路面清掃車、8トン級、リアダンプ真空吸引式、左片ガッタ、これは、左側に清掃用回転ブラシを設置するという仕様になってございます。

財産の取得につきましては、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、十勝管内で本車両を取り扱っている芽室町の北海道TCM株式会社帯広支店、帯広市の道東運搬機株式会社の2者を選定いたしました。

平成25年5月13日に見積もり合わせの執行通知を行い、平成25年6月3日に見積もり合わせを執行しております。契約金額は3,296万9,224円で見積もり合わせの回数は1回で決定しております。

契約の相手方は、河西郡芽室町東芽室基線7番26号、北海道TCM株式会社帯広支店、支店長、米田正行でございます。

仮契約は、平成25年6月4日に行っております。納期は、平成25年12月30日でございます。

なお、この車両は特殊車両で、受注生産であり、製造に半年ほどかかるものです。以上、議案第59号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第59号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第60号

議長（方川一郎君） 日程第16 議案第60号本別町学校給食共同調理場改築工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第60号本別町学校給食共同調理場改築工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町学校給食共同調理場改築工事請負契約締結にあたりましては、予定価格が5,000万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、本別町学校給食共同調理場改築に伴う建設工事で、工事内容は、鉄筋コンクリート造2階建て、1階面積889.76平方メートル、2階面積71.50平方メートル、延べ床面積961.26平方メートルの母屋及び鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積13.28平方メートルの排水処理施設1棟を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は、平成25年

5月13日に開催し、指名業者は、中前・塚林経常建設共同企業体、外田・楠茂経常建設共同企業体、北原・稲田経常建設共同企業体、木村・山本経常建設共同企業体、藤原・山中経常建設共同企業体、株式会社鹿島組、株式会社野田組の経常建設共同企業体5者を含む7者を選考いたしました。

平成25年5月16日に指名通知を行い、平成25年6月7日に入札を執行しております。

契約金額は5億9,640万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は、中前・塚林経常建設共同企業体で、代表者は、中川郡本別町向陽町3番地4、中前建設株式会社、代表取締役、中前孝二、構成員は、中川郡本別町北8丁目1番地2、株式会社塚林建設、代表取締役、塚林和範でございます。

仮契約は、平成25年6月10日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成26年2月3日でございます。

以上、議案第60号本別町学校給食共同調理場改築工事請負契約についての提案にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第60号本別町学校給食共同調理場改築工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号本別町学校給食共同調理場改築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第61号

議長（方川一郎君） 日程第17 議案第61号公共施設破損による一般車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安藤社会教育課長。

社会教育課長（安藤修一君） 議案第61号公共施設破損による一般車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

本事故は、平成25年4月23日午後2時頃、中川郡本別町山手町5番地87、本別町ふれあい多目的アリーナ駐車場において、中川郡本別町、  
氏所有の自動車が増車中、右前タイヤ部分のアスファルトが陥没し、車のバンパー及び車両底部数カ所を損傷した車両損傷事故について、民法第695条の規定に基づき、下記のとおり和解し損害賠償を定めるものであります。

和解の相手方ではありますが、住所、中川郡本別町、氏名、。

和解の要旨については、本件の車両事故にかかる損害賠償額を9万2,090円と定め、本別町が 氏に支払うとする内容であります。

この損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険の対象となり賄われます。

今後、このようなことのないよう、事故の再発防止に向け安全確保に注意を払い、雨が降った後は点検見回りをするなど、管理を徹底してまいりたいと考えております。

以上、議案第61号公共施設破損による一般車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについての提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 陥没した状況について、もう少し詳しく伺いたいのですが、今、最後のほうで雨が降った後の点検を今後、強化していくという趣旨の話だと思っておりますが、駐車場に駐車して75センチの65、深さ書いてないのですけども、バンパーが傷むのだから3、40センチの深さはあるのだろうと思うのですけども、道路の下に水の管とか、そういうのが走っているところでは、よく穴が空くことは、私もみているのですけれども、駐車場でこうなるというのは何か理由があるのか。

それから当然、ほかのところもこういうことがあれば点検していると思うのですけど、それらの経過についてもあわせて伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、安藤社会教育課長。

社会教育課長（安藤修一君） 穴の大きさについては、75センチ掛ける65センチ、深さにつきましては、約50センチという形でございました。当日の状況なのでございますが、ゆっくりと落ちたという形が考えられております。実際に、前日に雨が降りまして、その場所につきましては、駐車場全体が西側のほうに、道路のほうに向かって傾斜をしております、今回陥没した穴のそばには排水溝が実はございます。そちらのほうに雨水が全て流れてくるというようなつくりになっております。そして、穴の周りを

見ますとクラックが結構あります。駐車場全体にクラックがかなり走っているという部分で、今回のそういう状況を見たときに、恐らくは、雨水がクラックのほうに浸透して土砂が流出したものというふうに推察、想定をされているわけです。そういうことで現在、土砂をその穴のほうに入れて転圧をしてという状況で、表面のほうにアスファルトはのせていないのですけども、今後、あの後、余り雨は降っていないのですけども、雨が降った後の状況等をみまして、それが沈下をするようでしたら再度、その穴の部分の土砂を取り除いて、雨はどこを走っているのかという部分も調査をして対応していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） この場所について、いろいろ調べられたのは当然だというふうに思っていますけど、そのほかの部分もありうるのではないかと思うのです。その辺の点検をされたのかどうなのか。

それから、もう少し先のころに、町道関係をずっと点検されていたと思うのです。実は、私のうちの前も町道の出入り口のところが表面アスファルトだからわからなかったのですけども、下が空っぽになっていたのです。そして、トラクターが通るものですから、気がつかなかったら運が悪いとひどいことになっていたということも実際にあって、それは、わかって、私も砂利を入れさせてもらったりしているのですけども、ほかのところも、これは駐車中にそうなったから車が傷んだ程度で済みましたが、走行中にそういうことになると大きな事故につながる可能性もあるということで、そういう意味でほかのところはある程度点検されたのかどうかと先ほど伺ったので、それを再度伺います。

議長（方川一郎君） 答弁、横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 町道のほうでも陥没等、結構ある場合がございます。それで、私どももパトロールをやって、そういう箇所を発見して応急処置等をやらせていただいていますし、ただ、私どもだけで気がつかない部分がございますので、自治会長研修会等で、自治会長さんをお願いをして、何とかそういう部分見つかったら連絡していただきたいと、そういう形の中で対応させていただいております。

なお、課長会議等を通じまして役場職員にも通勤等の時に気がついた部分、そういう部分も連絡してもらいながら随時対応しているというところでございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第61号公共施設破損による一般車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号公共施設破損による一般車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第62号

議長(方川一郎君) 日程第18 議案第62号平成25年度本別町一般会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第62号平成25年度本別町一般会計補正予算(第4回)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、ただいま議決いただきました一般車両損傷事故に起因する損害賠償額が確定しましたので提案するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億770万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、説明をさせていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出であります。10款教育費6項保健体育費2目スポーツ振興費22節補償補填及び賠償金9万3,000円の補正は、相手方の車両の修理費などを損害賠償金として支払うものであります。

1、歳入。

20款諸収入5項1目7節雑入9万3,000円は、この費用の全額は全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上いたしました。

以上、平成25年度本別町一般会計補正予算(第4回)の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。



これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第62号平成25年度本別町一般会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号平成25年度本別町一般会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 同意第2号

議長(方川一郎君) 日程第19 同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)[登壇] 同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成25年6月24日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、本別町 にお住まいの山下芳久さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますように、お願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

#### 日程第20 意見書案第4号

議長（方川一郎君） 日程第20 意見書案第4号札幌航空交通管制部の存続・充実に求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第4号札幌航空交通管制部の存続・充実に求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、意見書案の案文の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

札幌航空交通管制部の存続・充実に求める意見書案。

北海道は、日本全体の約22パーセントを占める広大な面積に、540万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長い状況である。最近では高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいるが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかである。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般や、さまざまな経済活動をするに当たって、移動に要する時間がその範囲を大きく制限していることは見逃せない事実である。札幌への日帰り通院などのケースはもちろん、各種イベント、コンサート、スポーツ大会、文化活動等に参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮が相当効果的であることは間違いのないものとする。

こうしたことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず、道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことが、今後求められてくるものとする。また、道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりである。

一方、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、空港事務所、出張所、あるいは航空交通管制部における管制業務、施設の維持業務は、航空機の安全運航の一翼を担う業務である。

とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方も含めた全15空港から離発着する航空機への航空管制業務を行っているほか、全国4カ所に設置されている拠点官署のひとつであり、積雪地域に立地している唯一の官署である。また、札幌市に設置されていることから、道内出身者や、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を行っているところである。

今般、国土交通省がそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止にむけて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員をふやすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省職員に接する機会が失われることにもなり、航空機の安全にとって決してプラスにはならないと考える。また、将来国土交通省職員を目指そうとする道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければその道を諦めるという選択をすることが十分考えられることから、雇用面において大きな損失となる可能性も出てくる。

これらの問題に対応し、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実が必要であることから、国及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記。

- 1、北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続させること。
- 2、広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、以上でございます。

議員の各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第4号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 意見書案第5号

議長(方川一郎君) 日程第21 意見書案第5号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番(高橋利勝君)[登壇] 意見書案第5号地方財政の充実・強化を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、意見書案の案文の朗読により提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次の通り、対策を求めます。

記。

1、地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。

3、被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算

とは別枠として確保すること。とくに、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

4、地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

5、地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。

6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、以上でございます。

議員の各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第5号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第 2 2 意見書案第 6 号

議長（方川一郎君） 日程第 2 2 意見書案第 6 号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

4 番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第 6 号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案。

道教委は、新たな高校教育に関する指針、2006 年にもとづき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに 19 校が募集停止、または募集停止予定、17 校が再編、統合によって削減、または削減予定されています。

配置計画で再編、統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011 年度の公立高等学校配置計画では、他の高校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が 20 名を切っていることを理由に募集停としました。このことは、教育の機会均等を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしました。

このように、新たな高校教育に関する指針にもとづく配置計画がすすめば、高校進学率が 98 パーセントを超える状況にありながら、北海道の高校の約 44 パーセントがなくなることとなります。これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について要請します。

記。

1、道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については、子ども、保護、地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお提出先は、北海道教育委員会教育委員長、北海道知事、以上でございます。

議員の各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第6号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第23 意見書案第7号

議長（方川一郎君） 日程第23 意見書案第7号憲法第96条の改正に反対する意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番(阿保静夫君〔登壇〕) 意見書案第7号憲法第96条の改正に反対する意見書。  
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案説明は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

憲法第96条の改正に反対する意見書案。

日本国憲法第96条は、この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とすると定めています。すなわち、憲法は国の基本的な在り方を定める最高法規であるから、憲法が改正される場合には、国会での審議においても、国民投票における国民相互間の議論においても、いずれも充実した十分に慎重な議論が尽くされた上で改正がなされるべきことが求められ、法律制定よりも厳しい憲法改正の要件が定められたものです。諸外国でも憲法改正の条件は一般法規よりも厳しく設定されているのが通例です。

ところが安倍首相は、本年1月30日の国会答弁で、党派ごとに異なる意見があるため、まずは多くの党派が主張している憲法第96条の改正に取り組む旨を明言しました。憲法第96条の発議要件を衆参各院の総議員の過半数で発議できるように変更しようというものです。これは改正規定を緩和して憲法改正をやりやすくし、その後、憲法第9条や基本的人権の規制、国民主権から国家主権へと改正しようとの意図があるのは明白です。

今、憲法第96条改正の動きに対して、弁護士、研究者をはじめ、改憲を主張している識者や元政府与党の幹部だった方などが、憲法改正のハードルを下げることは絶対にすべきでないとの見解を表明しています。さらに直近の報道では、世論調査で96条改正反対51パーセントと賛成37パーセントを大きく上回りました。

よって首相、政府において、憲法改正を容易にするために憲法第96条を改正して発議要件を緩和することには強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。

議員の各位の賛同のほどをよろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

林武君。

11番(林 武君) 提出者に、案文についてお伺いをしたいと思います。

ちょうど中間ぐらいからちょっと下になりましょうか、憲法第9条や基本的人権の規制、国民主権から国家主権へと改正しようとの意図があるのは明白ですと、この9条についての意図、明白であるという根拠を示していただきたい。



安倍首相は、1月30日以降、9条については1点も触れられておりません。そしてまた、昨日、96条の3分の2は従来どおり改正したいという意向のようですが、基本的人権だとか9条の戦争放棄については、あくまでも3分の2ということをおっしゃるので、この辺の、9条の改正に意図があるという根拠を示していただきたいと思えます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 最近の世論調査の結果を見て、首相の言い方が変わってきたのは事実です。ただ、私の手元には、例えば2月26日の参議院予算委員会での安倍首相のやり取りが、これは朝日新聞の報道が元になっていますけどあります。これを読みますと、これを聞いた方は、民主党の方が聞いています。改憲ということにどう考えているのだという中身ですが、今の状況でただ自衛隊を国防軍に名前を変えるのではなくて、憲法改正が必要だ、憲法改正が必要だと明言をしております。相当な議論をして、これは括弧つきですけど、改憲を成し遂げるべきだ、まず96条、これも括弧つきで改憲発議要件、説明の部分ですが、96条をかえるというのが我々の考えだと評言しましたと、参議院の予算委員会で表明しています。96条をかえるということが我々の考えだと表明しました。

それから、安倍首相は、自民党の総裁でもあるわけで、自民党は数年前から憲法改正草案というのを明確に出しています。ほとんどの条項に対して改正すべきだということと具体的に例を挙げて、今、いちいち一つ一つは言いませんけども、その中で、私は危機的だと思っている部分で、ほかの賛同者とも相談しながら、9条の問題とか基本的人権の問題とか、国民主権という解釈の問題とかというのが重要だと思って代表的にここに書きましたけども、これ以外にもいちいち読み上げませんけども、全ての条項といていいほど改憲草案では触れております。安倍首相という立場と自民党の総裁という立場の違いはあるのですけれども、参議院でこのように明確な答弁をしておいて、そして最近になって先ほどのアンケートの51パーセントが反対だというのが出てからちょっとトーンダウンされたというのが実態なので、私は、本心としては、この意見書の中身のとおりではないかと解釈もしていますし、事実、参議院でそういうふうに明確に答弁されているという事実があるということで説明に変えさせていただきたいと思えます。

議長（方川一郎君） 林武君。

11番（林武君） 今の話からいくと、参議院の予算委員会で96条については、ハードルを低くして96条の3分の2を2分の1にするというような答弁は確かにあったと思えますけども、9条の改正については一切触れていません。これは、96条に対しての質疑であって、9条に対しての質疑は一切ありません。ですから、政党にかかわらず9条のいわゆる戦争放棄についての改正は触れておりませんので、これに字句が国民主権から国家主権へと改正しようとの意図があるのは明白ですということは、これは既に9条をうたってこのことを言っているのです、憶測なのか、だからこの根拠は一体何

なのかということを知りたいのです。そこだけでいいのですけども。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 9条について特化して説明をすると、9条の中身は、二つあります。国際紛争の解決のために戦力は使わないという条項、武力の行使は国際紛争の解決手段として使わないと、それから、今言ったことの目的を達するために陸、海、空軍のその他の戦力は保持しないという、この2点が憲法9条です。それで、先ほどの安倍首相の答弁にかえりますけれども、御存じだと思うのですが、安倍首相は国防軍をつくると言いました。国防軍というのは、まさにこの9条にかかわる部分だというふうに当然解釈されていると思いますけど、こういうふうに言っているのです。今の状況で、ただ自衛隊を国防軍に名前をかえるのではなくて、憲法改正が必要だと言っているのです。ですから、これは、首相ですから、細かいことまでいろいろ言わないとは思いますが、この文面の意味するものは、今、林議員の質問のことに答えている中身だと私は思うのですけれども、それではだめでしょうか。

議長（方川一郎君） 林武君。

11番（林 武君） 私が聞いているのは、憲法9条の中身を聞いているのではなくて、これは、案として、案文で出ているのが憲法第96条の改正に反対する意見書案ですから、ここに9条を入れてきて、そしてこの9条を改正しようという意図があるのは明白ですと、これは根拠としてどういうことでこういうふうに案文として出てくるのか、そこを聞いたかったのです。

私が言っているのは、9条は誰もが日本国民も私ももちろんですけども戦争は誰もしたいなんて思っていないのです。敗戦国です、おまけに。これはもう戦争なんていうのはもう絶対だめというのは、もうはっきりしているのです。ですから、今、この96条に関して意見書案が出ているのに、反対の。なぜ9条を絡めてくるのかと。その中身は今、阿保議員、説明したとおりです。わかりますよ、そのぐらいのこと。自衛隊だって、もう既に陸、海、空、もっているわけですから、だからそこまで議論をしなくても96条に、この改正に反対するということですから、安倍総理がそう言ったということで。だから、なぜこの9条が出てきて、そういう意図が明白だということになるのか、その根拠を示してくれと言っているのです。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 議長のほうでまとめて欲しいと思っているのですが。

私は、9条の改正の根拠は、ちゃんと明確に言っているでしょうと説明しているつもりです。国防軍というのは、今、憲法の中にうたわれていないわけですから、それを変えるということは憲法改正ですよね。国防軍に関する部分は、どう考えても自衛隊に延びている部分ですので、それは9条でしょうというふうに説明しているつもりなのですが、私は、それ以上の説明はできません。先ほど言っているように、ほとんど全ての案文に、自民党の改正憲法草案としては出されているわけですから、その中の私が

賛同者の人とも相談しながら、これとこれは重要だと思って書いたのは、今言った憲法 9 条とか基本的人権とか国家、国民主権の問題だということ、それ以外もいっぱいありますから、選挙権の問題とか、そういうのもいっぱいあるものですから、それを全部ここに意見書としては書けないので、たまたま三つを書いて、その中の 9 条について問われれば、安倍首相の言ったことと言えば憲法改正が必要だと、自衛隊を国防軍に変えるのは憲法改正が必要だと明確に答弁していますよと、それは 9 条変えるという意味でしょうと説明したつもりなので、それ以上の説明は、私には無理ですし説明していると思っております。どうでしょうか。

議長（方川一郎君） 質疑は、3 回までとしております。

ほかに質疑がありましたら受けたいと思います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第 7 号憲法第 9 6 条の改正に反対する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 7 号憲法第 9 6 条の改正に反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 2 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第 2 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生各常任委員長から申し出のあった所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

#### 日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第 2 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 日程第 2 6 議員派遣の件

議長（方川一郎君） 日程第 2 6 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 1 2 9 条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉会の議決

議長（方川一郎君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

閉会宣告

議長（方川一郎君） これで会議を閉じます。  
平成25年第2回本別町議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 1時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月12日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 方 川 英 一

署名議員 山 田 鶴 雄

署名議員 大 住 啓 一